15012

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. VII. JULY, 1902.
VOL. XV.

監獄協會雜誌

明治三十五年七月二十日發行

第拾五卷
第七號

監獄協會發行



故貴族院議員小原重哉君肖像

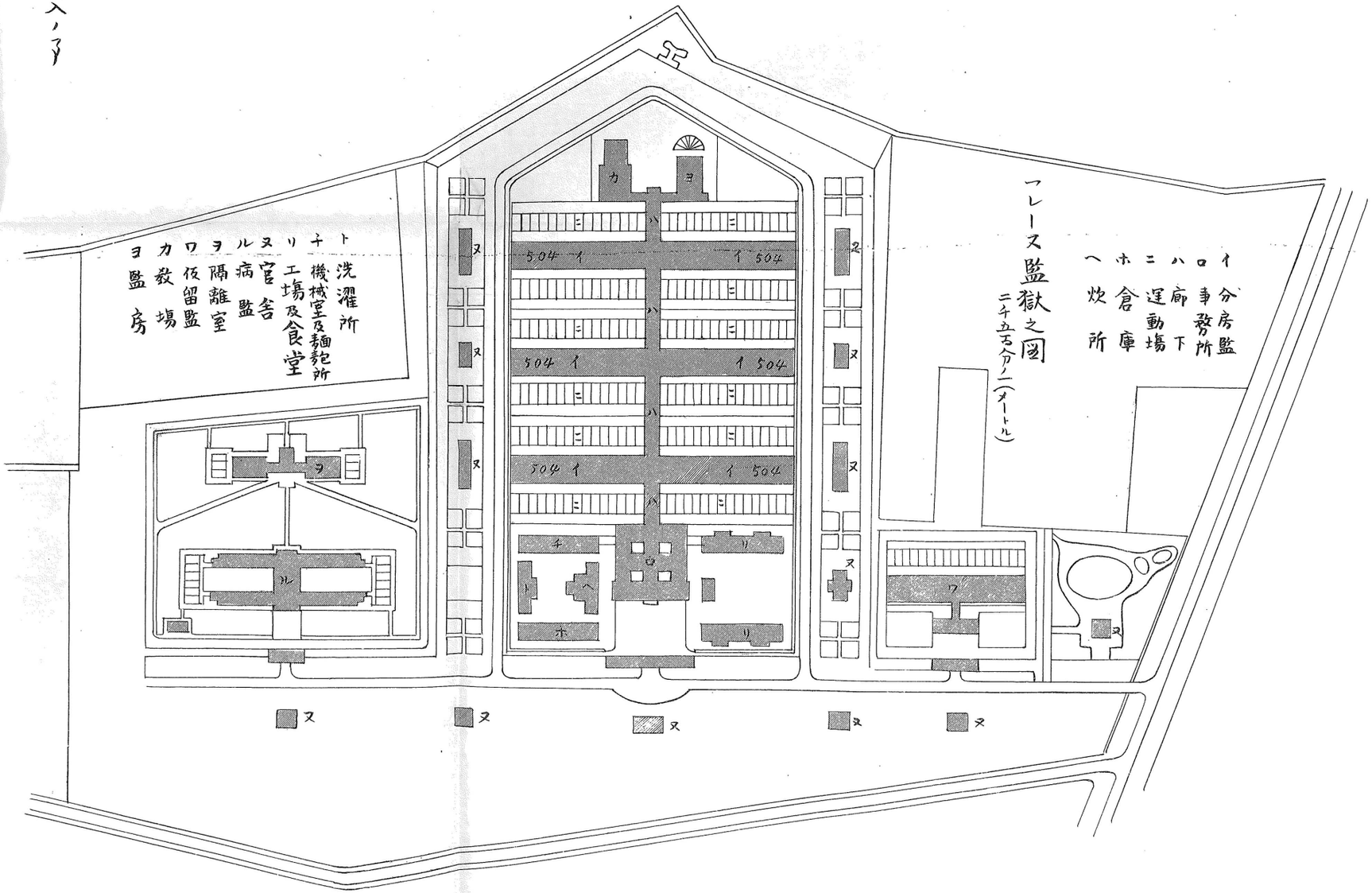
第十五卷第七號目次

○口　繪……
●故貴族院議員小原重哉君肖像
●山下技師歐米獄舍建築談圖解
○論　說……（一　頁）
●監獄衛生論……ドクトル、クルーセン君
●司法警察に就て（五月於茶話會）……法學士　松井　茂君
●歐米獄舍建築談……技師　山下啓次郎君
●分房制と衛生……警察監獄學校講師　小秋元三八吉
○雜　錄……（三〇頁）
●庖刑制の話……澁川醫學博士の談
●南京蟲の話……佐々木理學博士の談
●遇囚一則……石井澄處
●監獄觀察談……
○統　計……（四〇頁）
●明治三十五年三月末日現在全國在監人員表
●同上府縣別表
●同上外國人國籍區別表
●同上囚人刑名別表
●同上訴人員表
●在監人懲罰度數表
○雜　報……（四八頁）
●故貴族院議員小原氏の畧歷（外數十件）
○敘任辭令……（六一頁）
○寄　書……（六一頁）
●臺灣總督府判官に望む……在臺北　東

第十五卷第六號目次

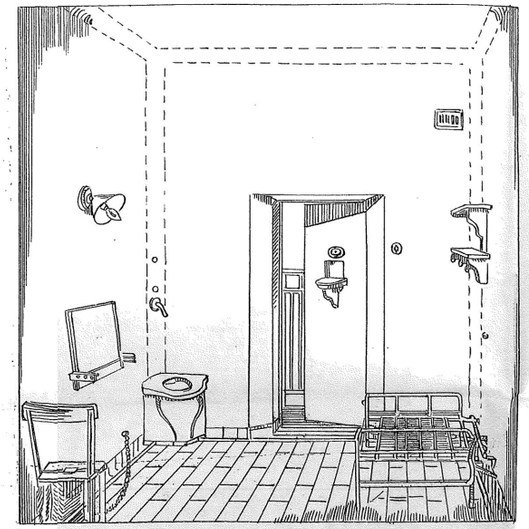
○會　說……（一　頁）
●行刑上より觀察したる改正刑法案の批評
……行刑猶豫の規定に就て（前號の續）
○論　說……（一二頁）
●犯罪者の改善（前號の續）
……ヒューズ講演說
伊藤重吉君譯
……千頭正澄君
○雜　錄……（一八頁）
●監獄建築談（前號の續）
●監獄教誨所感（前號の續）……伊藤愚恭君
●小河副會頭の談話……別天生
●監獄談片……
○統　計……（三六頁）
●明治三十五年四月末日現在全國在監人員表
●明治三十五年四月末日現在全國在監人府縣別表
●前表中に包含せる外國人を國籍に依り區別すれば
左の如し
●明治三十五年四月末日現在全國囚人刑名別
●逃走者累年比較表
○雜　報……（數拾件）（四四頁）
○敘任辭令……（四九頁）
○出獄人保護惡少年感化……（五一頁）
●秋田免囚保護場
●原保護場被保護人の食量
同上被保護者食用米量平均日表、被保護者食費平均日表
……（五三頁）
○寄　書
●監獄小感……讀演拾圓
●獄事雜纂（第一回）……埼玉縣　塚庄次郎君
●監獄教育に必要なる要求……京都　刈屋哲公
●偶感……鳥取國　司小曾
●活模範……晉川河野藤七
……（六六頁）
○會　報

第壹圖



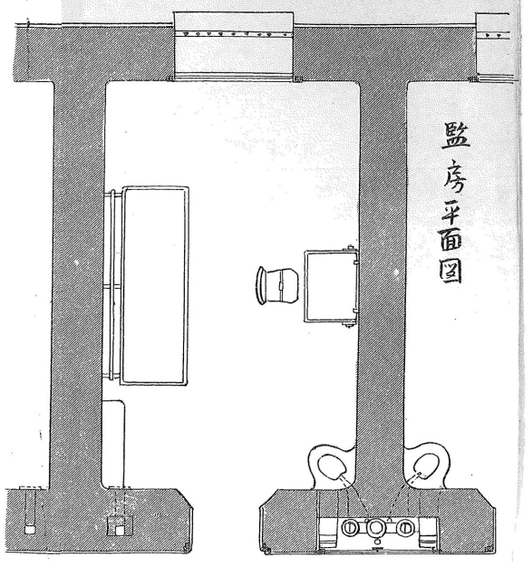
フレース監獄之圖
二十五万分ノ一(メートル)

第貳圖



ムノ壹ノ式圖挿入ノ事

第三圖



監獄協會雜誌第十五卷第七號　（明治三十五年七月二十日發行）

論說

○監獄衛生論

ドクトル、クルーゼン君

左の一篇は前本省傭兼警察監獄學校教師ドクトル、クルーゼン近著「日本獄制一班」"Das heutige Japanische gefaengnisswesen" Tokio 1902 S. 45-49 の一節を抄譯したるものなり其の說く所必すしも悉く肯綮を得たるものと謂ふ能はされとも外人が我か監獄衛生の現況に對する觀察の一班を知り併せて改良施設の參考に資するに足るへしと信するか故に此に之を揭けて會員諸氏の閱覽に供す尙爾餘の記事は漸を追ひ順次之を揭載するに懈たらさるへし

（八）衛生及食料　日本の監獄に於ける監獄衛生上の狀況は全く固有の性質を有せり或點に於ては我か獨逸に比し其設備の一層完全なる所あるも又或點に付ては今日に於ける監獄衛生方法の要求を充すに足らさるもの又尠なからす

四人の身体上の清潔を保持する點に付ては毫も間然する所なし由來日本の國民は清潔を貴ふの特質を有するを以て監獄に於ても亦著しく其反響を認むることを得各監獄に於ては便利なる洗面機關の設備あるの外尚ほ充分なる浴場の裝置ありて四人をして毎月少くとも五日以內に一回(六月乃至九月若くは少くとも十日毎に一回(十月乃至五月)全身温浴を取らしむ茲に所謂五日以內に一回若くは十日以內に一回と云へるは單に表面上の規定にして其實尚ほ頻繁に入浴せしむるの實況なり殊に小監獄に於て最も然り所謂沐浴なるものは大なる浴槽に於て混浴せしむるものにして此は日本に於ける多年の習慣に基くものなり沐浴中は嚴重なる監察を加ふるか故に之に依て毫も醜惡なる行爲を犯さしむるか如き憂なし但分房に拘禁する四人に對しては特別なる浴槽を用ゐて一人宛入浴せしむるの方法を採れり監獄の內部例へは事務所廊下工場監房庭園の如き到る處總て清潔の點に於て最も至れり盡せるものあるを認む新入監者の着用したる衣類は根本的に之を洗濯し必要の場合に於ては蒸氣機鑵を用ゐて之を蒸蒸消毒す

食料作業衛生及病者の處遇の點は割合に甚た不完全なるを免れず

四人は毎日三回食料を給せらるゝも其重なる食物は米四分麥六分を混炊したるものにして其量は年齡及作業の種類に依て各々相同しからす十歲以下の幼年者は三合其以上の者は五合乃至九合(一合は〇、一八(リーテル)に當る)とす尤も時の事情又は

地方の慣習に隨ひ米の代りに或は馬鈴薯其他の穀物を以て之に代らしむることを得例へは北海道の如きは重に馬鈴薯を用ゐ副食物所謂菜なるものは魚類大根味噌豆腐肉類(特別なる强役に從事する者に對して)等にして其價格は一日三錢を超過することを得す食物の調理は非常に清潔に組織せられたる炊所に於て炊夫は凡て四人を以て之に充つ賃票を有する者に對し特別食を給與することに就ては既に前段に之を開陳せり其の他病四の如きも醫師の指定したる特別食を給與するは勿論なり刑事被告人は自辨食を外間より供給せしむることを得若し自辨する能はさる者は當然監獄に於て之を給與す(監獄則第二十八條第三項外間より供給する所の飲食物は酒及烟草を除き監獄內に於て炊烹を要せさる物にして一日三回一人一食の量に限り一定の食事時間にあらされは之を用ゐる能はさるものとす尚ほ外間より差入るゝ所の飲食物は監獄醫及看守長立會の上之を檢査することを要す(施行細則第八十九條及九十條)

四人給與の食物は民間に於ける最下層の生活程度を標準とするものゝ如しドクトル、ベルツの意見によれは日本に於ける一般の食物は衛生學上より觀察して其蛋白質に於ては敢て欠乏する所なし之に反しドクトル、クルネルの意見によれは日本人が一般に用ゐる所は植物性の食物にして其の勞力に堪ゆへき生理機關を充分に保全するに足らす兎に角監獄の食物は其物質及數量に於て僅かに生活及勞力を保全

するに足る最低要求を充たすを得るに過ぎざるものゝ如し然れとも實際に付て消化機病肺結核其他惡血の關係より生する所の疾病の非常に多數なる所を以て之を見れは此最低要求をも充たす能はざるの事實を證明するものにあらざるやの疑なき能はす此點に關する余か疑問に付て多くの典獄及監獄醫の如きも尚ほ大に監獄食物の改良を必要とするものゝ如し然れとも日本に於ける下等勞力者の榮養は一般に不完全なるを免かれさるが故に特に監獄の食物のみを改良するの適當なるや否は尚ほ講究を要するの點なるを忘るへからす

日本に於ける囚人衛生の事に付ては前段にも陳述するか如く清潔空氣の流通光線の射入(多くは木造なるか故に運動(毎日一時間体操(二三の監獄に於て)等に深く注意を加ふる處あるか故に衛生に對する諸般の惡影響を排除するを得へし若し此上食物を改良し暖室の設備を爲すに於ては一層其完全を期するを得へし殊に余の考案に依れは体操等を奬勵して血液の循環を良くし之に依て体温を高むるか如きは最も有益の方法なりと信す日本に於ける監獄の囚人は外國の囚人に比し其身体を運動せしむるの機會に乏し何となれは非常に規律を嚴行するの結果作業の如きも成るへく堅業を撰み工場外に出さしむるの場合甚た少なければなり即ち日本に於ける作業の種類の多くは例へは藁工麻工裁縫工靴工彫刻工下駄工鞋工の如き終日工場内に於て就業するものに屬す毎日七時間乃至十時間座業に從事せしむることは

血液の循環に對し非常に惡影響を及ほすを免れす況んや多期に於て暖室の裝置なき工場に就役するに於てをや座業に依り生する所の弊害は囚人に腰掛を與ふること及体操を行はしむることに依て大に之を豫防することを得へし其他直接に衛生を害すへき作業の如きは之を施行せしめさるを要す即ち多期に於ける抄紙工煉化の土煉工の如きは寒冒痩癆質斯等の原因となり藁工の如きは肺疾患採鑛業の如きは種々なる疾病の原因たるを免かれすと信す

日本に於ける監獄囚人の疾病及死亡數の多きは是等の事情に基くものにして寧ろ柱むに足らさるなり即ち千八百九十九年に於ける在監せし囚人の合計四十万四千百二十四人の内病者二万六千六百九十人即ち百人に對し六十六人の割合死亡者總計一千七百三十八人即ち千人に對し四十二人八に當る割合なり死亡の原因は日本に於ても結核最も多數を占む

普國に於ける千八百九十八年乃至九十九年の調査に依れは懲役男囚在監人總數百人に對し病者二十一人五分一日平均の人員百人に對し三十二人七分女囚總員百人に對し三十人八分一日平均の人員四十八人三分に該當する割合にして死亡數は總員千人に對し男九十七人女百十九人其一日平均人員に對しては男百四十八人女百八十六人とし死亡の重なる原因は同しくまた結核(凡へての死亡に對し結核は男百分の三五、二女百分の三八、一の多きを占む)傳染病(男百分の七、九女百分の七、一の割合

なり等是れなり

日本に於ける病者の數を以て之を普國に比するときは其割合殆んと倍數の多きに達するも之に反して死亡者の數は其割合頗る僅少にして普國に比すれは僅かに其半に過きさるの統計なり然れとも普國に於ける所謂在監人總數なるものは一年刑以上の者を計算したるものなるに拘はらす日本にあつては一日以上の者を算入するか故に以て正確なる比較の標準となすには足らさるなり

余嚮歐州人の眼より之を見れは日本に於ける病囚處遇の點に就ては尚ほ大に改良の必要を認むるもの少からす各監獄には到る所一棟若くは數棟の病監を設備す病監は囚人被告人及懲治人に對し各々別個に之を建造しあるのみならす尚ほ男女に依て之を區劃す且つ大監獄に於ける處の病監は特に重病室輕病室及傳染室を嚴隔するの設備を有す故に大監獄に於ては多く六房乃至八房の小病室を設備するも概して其構造は固有の日本風にして防寒に不十分なるか上に暖室の裝置なく且つ方位上の撰擇其宜しきを得さるの欠點あるか故に殊に冬期に於て病囚の療養上非常の不利益なる影響あるを免かれさるへしと信す余は偶々千九百年二月京都監獄の病監視察の際降雪の日に當り其温度攝氏の二度を示しつゝありしを目擊せり其他余は醫療上に就ても甚た不完全の點多きを認む先つ第一に監獄醫俸給の低廉平均月俸三十五圓なるに依つて之を見るも其如何なる人物を採用しつゝあるか想像するに難からす多くは普通開業試檢に由つて醫師の免狀を得たるものなるか故に其醫學上に於ける素養の程度も之を推知するに難からす余は日本に於ける行刑制度の現況に對し其最も弱點にして差向改良の急務を感する者は總へての監獄醫務是れなりと斷言するを憚からす之れか改良に關する二三の鄙見を開陳せんに(一)在監人の種類に依り隔絶したる數棟の病監を特設することを慮し其種類は單に男女に由て區別するに止め其各病監は成るへく一棟に之を合築し中央の場所に實驗室藥劑室手術室事務室及醫員室を設備すへし(二)構造は西洋風とし十分なる暖房の裝置あるを要す(三)監獄醫を減員し減員に依て節約したる俸給をは一人若くは二人の大學卒業醫を採用するの費額に利用すへし(四)司法省監獄局に衛生技師殊に居住及食物衛生法に通曉せる)を設置するを要す

○司法警察に就て　(五月十五日於茶話會)

法學士　松井茂君

諸君、私は松井でございます、兩三日前に藤澤典獄が見えまして私に何か當會へ出てお話をするやうにと云ふことでございました、固くお斷り申しました、藤澤君は私の管轄に屬しまする處の此警察權を濫用いたしまして、是非とも此處に出

て何か話をせよと云ふ嚴しい實は强談てございまして頗る閉口いたしましたが、其權力の莫大に驚きましてお承けを致しました處が元來此處に出て話をする處の話の種がないのでございます、種のないのに話すことてございますから極めて苦しい、けれども既に承諾を致した以上は此處に出ない譯には行かないので、今日は已むを得ず罷出たやうな次第でございます、そこて私は監獄上のことに就きましてのお話は到底出來ませぬのみならず時があつたならば是非取調べたいと云ふ位の希望はあつたのです、決して監獄に不熱心と云ふ譯てはないのてございます私は警察と消防の取調の命を受けた譯でございまするので、己むを得ず其方の種類の調べが出來なかつたのてございます、先づ去年の五月四日に當地を出ましてさうして此歐米を經ましてからして此度殆と十一箇月の間に山下技師と一緒に歸りました次第てございましたが、其間多少諸君のお職向きに關係のあることもないてはなかるまいと思ひましたけれども、如何せむ今日其お話を能く秩序を立つてお話をするとは出來なかつたのでございます、第一に例へば坡香に於きまして監獄署を見ないてはこさいませなんだ、又伯林に參りましたならば諸君のお職向きに關係のあるロードインに參りまして多少取調をしないてもありませぬでこさいます、又警察署の留置場を到る處に見ないてはありませなんだ、其他此犯罪者に最も關係のある處の既に出獄した處の者を保護すると云ふ方法に就て收容して

居る場處へ行かないてはありませなんだ、併し今日はそれらの類のことを秩序立てゝお話しすることは出來ませぬからして、爰に極概略に諸君に多少御關係があると存じまするからして、此司法警察のことに關係を致して居りまする處の刑事巡査……此刑事巡査を召集する方法、刑事の方の研究に如何なる方法を以て警察の本務を致して居るかと云ふやうな類のことを簡單にお話を致して責めを塞がうと思ひまする

此司法警察と致しまして刑事の事柄に付きましては處に依つて御承知の通り煩雜いたして居りまする、先づ伯林に就てお話を申上げますれば、刑事警察と云ふ事柄に警察署の本部の直轄と相成りまして、日本の警察のやり方とは違ひまして、別段に刑事の警察の區劃と云ふものを定めて居りまして、命令の二途に出でぬやうに致して居る次第てございます、通常の警察署の中に刑事巡査は居りまするけれどもが、此刑事巡査と云ふものは中央部の警察署の刑事部の出張員と云ふ資格を持つて居る次第てございます、此組織は我國に於ても頗る參照に供せなくちやならないことてございまして、是まて我國に居りました時から此事を聞いて居りましたが、此成蹟に就ては今日の我國の如き處の組織よりは宜くは無かるまいかと云ふことを感じたことてございます、又此司法警察と風俗警察との關係に就ても組織の點に於て一考を要すべき點があらうと思ひます、風俗警察と云ふ事柄は

刑事の事柄に最も關聯を致して居るのでございます、我國に於きましても、昔からの沿革の上に於て犯罪人を風俗警察の方の形況からして擧げると云ふことは御承知の通り今日まで……昔の沿革は勿論のこと明治の今日に於ても頗る其經歷があるのでございます、況んや此賣淫婦と申しまするものは、私の信ずる處に依りますれば、社會の進歩と伴つて益、犯罪の根據になると云ふことが言へるてあらうと云ふことを信じて疑はぬのでございます、我國の賣淫婦は或は比較的に向うの賣淫婦に比べましたならば、極めて温純であつて人の金を貪つて人の物を盜んだりすると云ふやうな惡いことは今日に於きましては、或は比較的少いかも分らない、併しながら必ずや、社會の進歩に伴つて此淫を鬻ぐと云ふやうな類の者達は、唯金錢の爲に淫を賣ると云ふことの心の結果と致しまして、甚しきは殺人を行ふこともございませうし、又取れるだけの金を直接間接に貪ることは勿論のこと、お客の有して居る處の金錢物品を盜むと云ふ類のことを必ずや發生すると云ふことは今より戒めなければならぬと思ひます、又之が媒介者と云ふものに就て我國に於きまして非常に今日まで警察で注意を致して居り、立法上で此賣行養子と云ふことに就て昔からの沿革上氣を付けて居りますけれども、此賣行養子と云ふものを、まだ社會の進歩し文明の弊を致しましてもつと惡い方の程度に進みはしないかと云ふことを恐れるのでございます、是の豫防策は別問題と致しまし

て、今日までの風俗警察の沿革の上、事實の上に於ては一層進みつゝあると云ふことは動かすべからざる事實である、是等は悉く犯罪と云ふものゝ根據になる次第でございまする、これらの原因でございませうか風俗警察と云ふものと刑事警察と云ふものとを伯林の警察署に於きまして、是より先き我國の警察署の組織と同じやうに別々に分けて居つたのでございます、丁度私の主管の系統として警視廳の二部に風俗警察が屬して、司法警察は御承知の通りに一部長の指揮監督に屬して居る、それと同じやうに伯林でも兩方別々になつて居つたのでございます、或は理屈の上に於きましてちよつと正當であるかの如き外見を呈して居りまするが、經驗に依り事實に依り此組織は宜くないと云ふことに氣付きまして、伯林では其組織を變へまして、司法警察の系統の方は此風俗警察と云ふものに屬せさせたのであります、さうして又其制度を變へまして前の通りに風俗と司法と別々の警察に分けました、然るに又其制度を引つ繰返しまして、今日は又司法警察と風俗警察と云ふものが同じやうな工合に伯林の市の區劃を分けてからに車の兩輪の如く相携へて、司法警察の所管に……其內輪の方の分類として主任は多少違へて居るではありませうけれども、手に手を携はらしてからに同じ部長が指揮監督して居ると云ふことが今日の現在の組織でございます、此組織は蓋し彼國の事實に依り歷史に依り沿革に依つてからして此制度を執つたことでございますかもし

て、先進國の一の經驗と云ふことに重きを置いたならば、我國に於ても多少參考に供すべきものでなかるまいかと云ふことを感じたことでございます、尤も此組織は伯林に就ての組織でございまして、其他の國は必ずしも之と同一と云ふ譯ではございませぬ、此刑事警察と云ふものと、風俗警察と云ふものと全く別になつて居る處も澤山でございます、寧ろ唯今のやうな處は例外であるやうに見受けた次第でございます、

次に此司法警察と致しまして諸君に最も御紹介いたすべき處は、獨逸のハンブルグと云ふ處でございまして、ハンブルグは世界に於ける處の第三番目の大なる處の港でございまして、國は益〻富み人民は非常なる處の此活達の精神を持つて居つて有爲なる處の人民でございまして、警部何かに於て頗る此世界の模範となると稱する處の土地柄でございます、消防の如きは申すまでもないが、病院の類の如きことも頗る此世界に於て牛耳を執つて居る處の一である、警察も亦世界に雄飛する處の一に數へ得るであらうと云ふことを感じたのでございまして、殊にハンブルグの司法警察は諸君の記憶に留めて置いて戴きたいと思ふ程の効果があると認めたのでございます、蓋し此原因は殆どハンブルグ加斯の如く萬事のことに付て注意する處のゆいしを持つて居る國であると云ふ原因ばかりでなくして、其司法警察其物に屬して居つた處の官吏其者と云ふものが頗る有力な人であつて、頗る

有爲な人であつたのである、それは則ち現時の警察長官のドクトロッセルと云ふ人である、此人が全体元ハンブルグの司法警察の長官であつて、さうして以來此二三年以前に警察の長官に轉任したのである、況んや此人が今警察の長官と致して、司法警察は元自分が部長をして居つた處の系統經驗があると云ふので、非常に此司法警察と云ふことに就て氣を付けて居る、故に此方の發達と云ふものは頗る觀るべき處の跡がある次第でございます、ハンブルグ刑事此區劃と云ふものは伯林と同じやうな工合に通常の警察署と區劃と全く別問題でございます、ハンブルグで區劃を先づ十二に分けまして、刑事上に專門なる處の警察官を特別の機關として置いてあつて、又刑事警察署と云ふものがある、一の刑事警察署に於きましては七人乃至二十一人ばかりの刑事巡査が居ります、それに反して通常の警察署の數は四十二ございまする、故に三十ばかり此刑事の警察署の數と云ふものが少いと云ふことでございます、此等の組織は彼國に於ては萬事物事を分科して居る爲に——專門的になつて居るが爲に斯の如き處の組織を執るのであつて、爲す社會の進歩と共に物が分れると云ふことは其物が進んで行く處の兆候に外ならぬのであるからして、刑事警察の組織もハンブルグ伯林の如きは斯う云ふ結果を呈したのでなかるまいかと感じたことでございます

此刑事巡査と云ふものは日本と同じやうに通常平服を著て居るのが原則でござい

まして、甚しきは此學校などに於きましては刑事巡査を養成する學校がある、是等に於きましても互に此平服を着て居つて決して制服などは着せないのでございます、蓋し人民をして彼は是から後刑事巡査になると云ふことを知らせるのは申すまでもなく不利益なことであるからして、此點に於ては我國――此東京警視廳に於て刑事巡査を養成するのに制服を着せるのは如何であらうかと感ずるのでございます、寧ろ是は平服を着せた、方が穩當でないかと感ずるのでございます、尤も例外として刑事巡査に矢張り制服を着させることがないではありませぬ、例へば一の大なる儀式があるとか云ふやうな類の時に制服を着て通常の巡査の中に交づてからして出ることもありますが、先つ〳〵それは例外であると謂はなければならないのでございます、さうして此刑事巡査は日本と同じやうに、寧ろ日本が眞似をしたのかも知れませぬが、此平服を着て居つて、さうして警察官の證と云ふものを持つて居る、是は處に依つて紙で……厚紙になつて居る處もある、或は輕い金で拵へたのもある、さうして通常巡査は番號が付いて居るからして、制服の巡査は五番とか、六番とか、百番とか云ふものが付いて居る、それと同じやうに其刑事巡査も百番なら百番の巡査、ハンブルクの警察署と云ふことを裏に彫つてある、それを以て刑事巡査を代表する處の權能が出來るのである、是は獨り刑事巡査のみならず之を監督して居る處の刑事の警部の如き人も斯の如きものを

持つて居る、斯う云ふ工合であります

○歐米獄舍建築談

（五月十五日於茶話會）

技師　山下啓次郎君

會長閣下、並に會員諸君、本日は我監獄協會の例會日に相當いたしまして眞木君より今般視察したことに就て何か話をしろと云ふことでありました、私も此席上に於きまして諸君にお會ひ申して私の先般視察いたした處の外國に於ける監獄建築のお話をするのは非常に光榮とする處でございます、私は昨年八月東京を出まして先月初旬に歸朝いたしました、其間僅か八箇月でありまして、國を廻ること八箇國でございました、それて此間航海の日數等を差引きますると云ふと、實際大陸並に亞米利加に於きまして視察した日數は僅かなものでありまして、深く研究する時日を得ませぬ、唯私の見ましたのは表面の視察に留まるだけのことて、委いことは尚ほ書物を携へて參りましたから調べました上でお話する積りであります、今日は唯見ました處の表面のお話だけに留めて置く積りでございます

御承知の通り監獄は歐羅巴亞米利加に於きましても何れも監獄の制度と云ふものが多少づゝ變つて居りまする、殊に亞米利加の如きは各州皆別々の監獄を有し監

獄行政の方針も多少違つて居る樣でありますからして、從つて監獄の建築などにも多少異動わございまするけれども、全體として考へて見ると云ふと、他の種類の建物即ち監獄以外の建物に比較すると先つ大體の差は少ないのでありまして、今此監獄の建築に就て考へて見ますと古來種々樣々な考案を各國に於て回らして居りまするが、今日の監獄と云ふものは略ゞ各國同じやうな風で、唯ゞ少々ばかり其細かい部分に於て變つて居るのでありまして、今古い處の歷史を繹ねて見まするとふと、監獄の建築は隨分奇妙な理想を以て設計した監獄があるのであります、例へば和蘭のアルンハイム……此監獄は圓い丁度卓子の如き建物を作つて、其周圍に監房を置き、中心に看守場を置き、それから其圓い建物の內外に廊下を周らして、さうして看守などが巡回する處の道にしたやうなものもあります、又伊太利に於て設計した處のセントステファノーの監獄は馬蹄形に作つてある、其馬蹄形の外廓をば分房とし、それから內の方にもう一つ宛合せに部屋を作つて之を雜居房として、內外に廊下を圍らして監督の行屆くやうなことになつて居ます、是等の理想的の監獄は今は既になくなつて仕舞つて、全く古い式に屬して居るのでございます、然らば此頃はどう云ふ式が重んぜられて居るかと云ふと、是も極まつた建築の式と云ふのは一定して居りませぬが、略ゞ三つの形式に分れることが出來るのであります、其全體の配置からして三つの形式に分れると云ふのは何であ

るかと申しますと云ふと、

第一は長屋式であります、其長屋式と云ふのはちよつと此處に圖が揭けてあるやうに、監房を或る一定の方角に並べて平行に建てるのであります、之をペヒリオンシステムと言ひます

それから第二は放射式、是は即ち星の形になつて居ります、即ちスターシステムと言つて居りますが、此式も今用ひられて居る

第三は是は寧ろ新しい方で輻造式と私共は先づ言つて居ります、それは亞米利加で用ひて居る(此時圖を畫く)形式であります、丁度舊來の日本の監獄の如く輻造になつて居て、外の建物と、內の監房と云ふ處の部分と別になつて輻になつて居るのであります、今私が經過いたした處の各國の監獄に就て一ゝ說明を申しまするとと時を要しまするから先づ此三つの形式の中に就いて最も能く出來て居る、即ち摸範とすべきものと私が認めました處のものをば、各ゝ一づゝお話したいと思ひます、

そこで先づ第一の長屋式であります、其長屋の摸範とも云ふべき者は佛國の巴里の近郊フレーヌと云ふ處に此頃出來たのである、此獄舍は千八百九十八年頃に漸く落成を告げたので、是は巴里市にある古い監獄の中のマザース、是は隨分名高いので、それから「サン、ベラジー」及び「グラン、ロケー」此三つの監獄をば廢して仕舞つ

てさうして此フレーヌと云ふ處に捨へましたので、漸く此頃出來上がつたのであります、此處に書いてありまするのは是は千分の一て極、大體の圖面であります、此樣式を御覽になると分りますが、三つの棟が平行して建てゝあります、其中央をば廣い廊下を以て貫通して居ります、而して各監房の中心に於て各棟に就ての總てのことが便し得る樣に出來て居ります、(此時一々圖を指す)監房イの下には工場がありまして分房でやる仕事の外は地中室て出來るやうになつて居る、此眞中の側に面會所が出來て居つて、此處にまて人を連れて來るのである、餘程奥まで這入れるやうになつて居る、それから左右に二つの棟(ル、ヲ)があります、(ル)の方は病院であります、こちらの右の方の(ヲ)は監房であつて巴里の近所に出來た處の罪人にして判決を受けて、さうしてまだ「メイソンセントラール」即ち集治監見たいな處にそれを送る迄一時此處に入れて置く爲に捨へてあるので、百五十六人を之に收容し得るのであります、中の設計は本監と同じやうになつて居る、(ヘ)の部分は炎事場て此れが洗濯場である、それから(ロ)の部分は事務所になつて居る、此部分は門衛も居りまするし、其他看守の合宿所見たいなものが此處に備つて居るのである、此外周圍煉瓦塀の外にある建物は皆司獄官の官舍になつて居ります

それから此監房に就てズッと此處に圖ひがあります、此監房は丁度四階建になつて四階まで監房が出來て居るのてございまして、囚人が千五百十二人まで容れられるやうになつて居る、隨分大監獄と言つて宜敷からふと思ひます、近世に至り大監獄の弊を論じ且形式の如き多く星形の行わるゝに係らず斯る大監獄を而も長屋形に造つたのは私は實に奇妙に感じたのでありますが段々聞て見ると矢張り經費を節減する目的であつたやうであります、此方法に依るときは極、簡單に建物を建築することが出來經費を減ずると地積を十分に得ることが出來るから空氣光線も思存分に得らるゝと云ふ理由である樣であります

今度佛蘭西の巴里にある「ラ、サンテー」監獄の擴張工事をやりまして、是は一昨年頃出來上がつて居るので、是も矢張り斯う云ふ風に長屋式に橫張して居る、舊き建物は星形になつて居るのに擴張するに付て矢張り長屋式に捨へたのはどう云ふ譯であるかと言つて聞いて見た處が、典獄の言ふのには今言ふ通り經費を省くと云ふ點、それから光線などを能く受けさす爲てあるけれども、實際餘り星形も珍しくないから、新規を好む餘り斯う云ふものを造つて見たと云ひました而して今日此監獄を支配する上に就てはどう云ふ都合かと聞て見るとどうも餘り宜しくない、今日になつて却て後悔して居ると云ふことを言つて居りました、成程是て只今申しました衛生上や建築費を省く點に於ては大變都合が好いかも知れませぬが、之を監督して往くと云ふ點から言ふと餘程不便であると見えます、此監獄の大体は今お話しましたやうなものてありますが、是れより監房のことを少しくお話した

いと思ひます、監房の圖は此處に掲げてありますやうな体裁であります、是は大体を見渡した處の圖でございます、此處に寢臺が一つありますが、此寢臺は晝は疊んで壁に付けるやうになつて居ります第一圖參照)

此處にテーブルがあります、其テーブルも平生使はないときは壁の方に倚つかゝつて居ります、それから使ふときには之を離す、さうすると鎖で繋いだ椅子が一つあつて、此に倚つて書物をする、或は讀書をやると斯う云ふ工合になつて居ります、入口の方の一方の隅に便所がありまして、固より是は水で流して仕舞ふのでありますが、其上にガランが一つあつて、それに依つて顔を洗つたり何か水を使用することが出來るやうになつて居る、室内電燈は其儘酒して出してあります、外には非常報知機と棚が二つあります、是は着物を掛る處又た棚には色々な器具を置く場所になつて居ります、部屋の大きさは此處に書いてありまするが、奥行が四米突であります、丁度十三尺二寸ばかりになつて居ります、間口が二米突五十センチでありますから丁度八尺二寸五分、天井までの高さが九尺九寸、監房は大概面積が極つて居るやうであります、丁度十平方米突に三十立方米突と云ふやうな譯になつて居る窓は一米突六十三センチ、巾が一米突一センチそれから此窓の開閉はどう云ふ風になつて居るかと云ふと、是は他の奴と違つて餘程新しいし面白く出來て居る、此處に(圖中イ)錠前があつて、此處に鍵を宛てますれば明かな

いやうになつてどんな四人の力のある者でも明けることが出來ない、必要な場合には看守が這入つて明けてやる、其外に此窓の側に小さい圓いものがあつて(圖中ロ)それに少さな持手が付いて居る、其持手を廻はすと云ふと、外の方に仕掛けてある杆棒の働きにて此上の欄間の窓が自然に明くやうになつて居ります、是は今まで余り見ない處の窓の造り樣だと思ひます、さして窓は獨り此監獄の窓計りてなく何處のもくも、大概下の方は自由に開けないやうになつて居つて、上の欄間の窓だけ四人が開くことの出來るやうになつて居ります、是は獨り佛蘭西ばかりてない、皆大概さう云ふ風になつて居ります、廊下の方の壁面に凹んた處が出來て居りますが此凹壁の中に皆鐵管鉛管を裝置してあつて、さうして監房の内に空氣を入れるやうなことになつて居る、丁度是から悪い空氣が拔けて行くやうになつて居る、それからもう一つ注意してあるのは床が皆敷瓦でありまず、さうして其隅に丸い瓦を使つて居るのでありまず、(此時左に圖を畫く)是は特に注意したのて蘆芥が中に溜まると云ふことを防ぐ爲てあると云ふことを言つて居ります

(未完)

○分房制と衛生

警察監獄學校講師　小秋元三八吉

善良なる分子が不良分子と雜居して腐敗墮落するの弊害を防遏するには未た分房制に優れるの制度あるを見ず

抑も分房制とは各囚人を隔離して獨居せしむるの制度にして既に羅馬に於て法王クレーメンス第十一世此制度を實行せり

法王クレーメンスは自己の建設したる幼年監(千七百三年)に於て夜間は嚴重に隔離し晝間は緘默を守り雜居して作業に從事するの制度を實施せり其後ゲント監獄(千七百七十五年)に於てヒライン伯此制度に摸倣しヨンハワードの視察及報告書によつて英國に紹介せられ其より亞米利加に移植せられたり亞米利加に於ては分房制は最初極めて極端に執行せられたりしか後には漸く種々の方法を以て執行せられ終には特種の執行法を創始するに至れり千七百九十年フランクリンは酷虐なる刑の執行を受けて鐵窓の下に苦吟する可憐の囚人を救濟せんか爲に苦心慘憺の余千七百九十年費府ワルヌス街監獄構內に於て廊下の兩側に各三十の分房を有する二層造の新監獄を建設し最初は唯頑擴なる囚人及死刑に該當する罪を犯したる囚人を拘禁しクエーカー宗の敎理に基き囚人を寂寥なる分

房に默座せしめ以て目省を促さんとせり然れとも斯く寂々寥々たる監房に囚人を獨居せしむるとと衛生上に注意を欠きたる監望の構造とは痛く囚人の身体幷に精神の健康を損傷するに至れり此に於てか嚴正分房の弊害を矯正せんか爲に千八百二十九年西部ピッツブルヒに於て又千八百三十六年東部費府に於て新設せられたる分房監に於ては依然囚人を分房に獨居せしめたりと雖も分房內に於て作業に從事せしめ加之のみならず司獄官及監獄協會々員等は屢々監房を訪問し敎誨師及敎師は熱心に敎訓を加へ又宗敎々育に干する書籍を看讀せしめて前非悔悟の念慮を喚起せしめんと試みたり之れ刑は囚人をして苦痛を感せしめさるべからずと雖も同時に之れを感化し出獄後法律遵法の民たらしめさるへからずとの趣旨に出てたるものなり

以上の寬和的分房制は米國監獄社會に於て激烈なる論爭の結果終に戰勝の旗幟を費府チャーリー丘上の東部分房監上に翻し歐洲各國は競ふて之れに摸倣するに至り近世文明國に於ける適正なる刑罰執行の基礎を開けり

一、分房制と身体の健康

多年の經驗と綿密なる研究とによつて分房制の利益確認せらるゝに至るまでは多數の學者か此制度を以て不正不當なりと論難するの聲嘖然たりき勿論分房制は人類特有の社交的性情を抑壓して寂々寥々たる鐵窓の下に孤獨の生活を守らしむる

ものにして自然に反する慘忍酷薄の所遇と云はさる可からすとの意見は皮相上より觀察すれば頗る適切にして一點の間然する所なきか如しと雖も之れか眞相を穿て其非を糺すと誠に易々たるのみ即ち最新の思想に基ける分房制とは唯囚人をして同囚と思想の交通を爲すとを防くへしと云ふに過きすして敢て絕對に社交的性情を抑壓すへしとの意味に非さるなり故に一面に於ては善良の分子を不良分子より遠けて腐敗墮落するの弊を防くと同時に他の一面に於ては感化上利益ある人々即ち司獄官、敎師、敎誨師、雇主、家族等と交通するを得せしむるに在り囚人を寂寥なる分房に拘禁するとは彼れらをして自己の過古將來を追想して良心を喚起せしむるに適當の手段にして善良の分子に對しては恩惠となり不良の分子に對しては峻嚴なる刑罰となれり何となれは善良の分子は無額の兇漢惡徒との一室に膝を接するの苦痛を免れ不良分子は同囚の惡漢と一室に相押狃するの快樂を劍かるゝを以てなり

世人は稍もすれば分房制は囚人の身體の健康を害ふものなりと主張す之れ決して根據なきの議論に非す古き監獄の報告によれば實際分房囚人の死亡者の數は雜居囚人の死亡者の數より多く分房囚人の病者の數は雜居囚人の病者の數よりも多きことは事實の證明する所なり然れとも之れ決して分房制其ものゝ罪に非ずして分房制執行の其宜しきを得さりしか爲のみ拘禁制度の如何に拘はらす囚人を不潔狹

險にして空氣の流通充分ならずして濕氣を帶びたる監房に拘禁し粗惡なる食物を給して運動を禁すれば驚くへく死亡者の數を增加するやもとより明かなり近來の分房監はより衛生に注意し執行の方法其宜しきを得るか爲めに病者及死亡者の數は雜居監に比ずれば反て少なく或は然らさるも雜居監よりも多きことなしユリユース、フェッスリン、ダーツ、アフルレントラップ等の諸氏は組織の完全したる古き分房監に於ても今日と同一の現象を呈せんことを證明したり

白耳義レーウェン分房監に於ては一、八六一年より六五年までの間に平均一日の在監人百人に對する死亡者の數は一、六一にして和蘭分房監に於ては一、八六二年より七二年までの間に〇、七八にして同雜居監に於ては一、五二なりクリスチヤニヤ分房に於ては一、八五一年より七二年までの間に〇、六モアビット分房監に於ては一、八五八年より七七年までは一、五八プレッツエンゼー監獄に於ては一、八七八年より一、八九三年までの統計によれば分房監に於ける死亡者の數は雜居監に於ける死亡者の數より二倍半少なく一、八七九より一、八九〇年まで十一年間の統計によれば雜居監に於ける病者の數は一、五三分房監に於ける病者の數は成年囚〇、六一一幼年囚〇、三六の割合なり

以上の統計によつて分房監に於ける衛生の狀態は雜居監に於ける衛生の狀態に比すれば確かに優れることを知得するを得べし要するに完全なる組織を有する分房

監は健康上遙かに不利益なる雜居工場及寢室に比すれば反て優れるとも劣ることなし殊に分房は傳染病の傳播を防くには其効果著しきものなり

二、分房制と精神障害

人類は社交的の動物なり孤獨の生活は人類の天性に反ず去れば囚人を寂寥なる鐵窓の下に獨居せしめ乾燥無味毫も慰むる所なき慘怛たる生活を營ましむれば內には自己の過去將來に向て湧起する幾多の問題の爲に心緒を攪亂せらるゝあり外には悲風慘雨慄々として常に獄窓を覆ひ毫も耳目を慰籍するに足るものなきとにより失望落膽の極精神漸く錯亂して遂には精神病を惹起するに至るとは分房制反對論者の金科玉條とする所にして主として費府其他歐羅巴の古き分房監の報告書を以て分房攻擊の材料とす然れども古き時代に於ける分房監獄の成績は分房制の眞價を評價したるものに非す何となれば此時代に於ては多くは偏頗極端に流れ未だ完全なる分房制の實行を見るに由なかりしが故に此時代に於ける分房制の欠點を捉へて論難を試むるは誤れるの甚しきものと云はざる可からず勿論分房監內に於ける孤獨の生活は雜居的生活に比すれば囚人の精神に苦惱を與ふるの度深くして囚人は分房に拘禁せらるゝと同時に快々として慰籍の途なきに苦み自己の境遇の不幸を嘆き悲裏の感想は晝夜其胸中に往來するは何れの囚人も分房拘禁の第一着に於て來るの現象なり然れとも精神に感動を與ふるの度合に至ては各囚人必しも

同一ならず志操堅固にして精神健全なる囚人は唯一時悲觀的感想を抱くとするも直ちに雲消霧散して分房生活の苦痛に慣しより其分に安すべきの理を悟り謹て刑に服するに至る思ふに斯る覺悟は囚人の敎育進歩し識見高尙とはるに從ひ益々容易迅速となり克己自省の感念を發揚してよく刑苦に打勝つとを得るものなり意志薄弱にして精神健全ならざるもの及精神障害の傾きあるものは分房に拘禁せらゝるときは精神上容易に不利益なる打擊を受け憂愁の情不安の念に襲はれ憂鬱、精神錯亂、及畏怖の情態に追跡せられ忘想狂、憂鬱狂等の精神病に陷ることを免れず故に此等の事情ある者はよく之れを斟酌して檢束の妙を會得して巧に分房制を就行せは決して論者の云ふか如く多數の精神病者を出さゝるや明なり殊に又分房囚人か雜居囚人より多數の精神病者を出すの事實は一は分房に於ては囚人の一擧一動を仔細に監視して精神狀態の些少の變化までもよく鑑別するとを得ると一は雜居房に於ては精神上に顯著なる變体を呈する場合の外は從順に監則を遵守するに於ては精神狀態の些少の變化は之れを識別し得すして不明の間に埋沒せらるゝと多きの點にも關係するものなり分房拘禁の爲めに發生したる精神病所謂分房精神病（アインツエルハフト・ゴーゼン）は之れを雜居監に轉致すれば速かに全治して再發せさるを常とす然れとも雜居監に於て發生したる精神病は大抵回復の望なし分房監に於て多數の精神異常者を生するに就ての醫學上の意見は種々相異りて僅かの點に於て意見の一致するの

みにして精神病者の診斷上種々醫學上の意見を異にし或監獄に於ては精神狀態に稱々の異狀を具する場合即ち唯僅かに陽裝詐言するも直ちに精神に異常あるものなりと診斷するか如き關係あるを以て未だ容易に其眞想を窺ふとを得さるなり

プレッツェンゼー四人監に於ては千八百七十九年より九十年まで十一年間に於て雜居監に於ける精神障害者の數平均一日在監人百人中〇、九四の割合にして成年男囚の分房監に於ては一、三二にして幼年囚の分房監に於ては〇、二七の割合なりき又此監獄に於て百六十六人の精神病者中六十一人は遺傳(兩親の自殺、耽酒狂、犯罪癲癇)に基きたる者にして又百六十六人中九十四人は分房に拘禁せられたる囚人にして七十二人は雜居房に拘禁せられたる囚人なりき其中全治して出獄を許されたる者分房囚五十三人雜居囚二十七人全治せさるもの分房囚十三人雜居囚十六人にして又百六十六人中初犯五十九人にして餘は再犯以上にして即ち再犯二十五人三犯乃至六犯十七人七犯乃至十犯十九人十犯以上十七人なりき

分房監に於ては精神障害は多く拘禁の最初の時期に於て發生すキルンはフライブルヒ囚人監に於ける精神病と題する論文に於て論じて曰く精神病に罹りたる分房囚人百十人の內拘禁後一ヶ月內に發生したる者二十七人二ヶ月目二十四人三ヶ月目に十四人四ヶ月目に十人五ヶ月目乃至六ヶ月目に十二人七ヶ月乃至九ヶ月目に十四人十ヶ月乃至十二ヶ月目に十人十三ヶ月乃至十八ヶ月目に七人二年乃至五年目に二人の割合なりき由是觀之最も發病の危險あるに最初の半ヶ年にして五ヶ月目頃より此危險漸次減し一ヶ年を經過すれば著しく減少するを見るとプレッツェンゼー監獄に於ては分房監に於て精神病に罹りたる者九十四人中一ヶ月目に發病したる者十九人二ヶ月目に十七人三ヶ月目に十一人四ヶ月乃至六ヶ月目に十四人七ヶ月乃至九ヶ月目に十二人九ヶ月乃至十二ヶ月目に十六人十二ヶ乃至十八ヶ月目に七人十八ヶ月乃至二十四ヶ月目に五人二十四ヶ月乃至二十六ヶ月目に三人の比例なりき

要するに分房拘禁の最初の時期は最も危險なり何となれは此時期に於ては生活狀態の上に急激なる變調を來し精神に激烈なる刺激を受くるを以てなり去れば精神薄弱の者始めて分房監に拘禁せらるゝときは震駭戰慄して克己の觀念を以てよく精神の平衡を維持することを得すして終に精神に故障を生するに至るものなり

分房制は雜居制に比すれば箇々の場合に於て發病の原因となるべき機會多しと雖も全体の觀察に於て實際囚人の精神上に危險を及ほすこと少なく又分房に於ては容易に囚人の個人的擧動を觀察し得るを以て速に精神病の危險を豫防するを得去れば分房と精神障害の干係とのみを捉へて刑罰執行に對する多大なる分房の利益を批難することを得さるなり

グリーゲンゲルは精神病々理學及其療法と題する書に於て說明して曰く極端に嚴

正分房を實行するときは著しく精神病者の數を增加するとは何人も疑を容れさる所なり故に近來は何れの分房監に於ても囚人の身体並びに精神の健全を計るべき適當なる規則を設け特に囚人の精神を鼓舞して心氣を回復せしむる爲めに書籍を貸與し學校を設け作業を授くる等種々の方法を設け又常に囚人の擧働に注目し少しにても精神に異狀ありと認めたる場合には適當の療法を加ふるか故に分房拘禁の爲めに精神病に罹るもの少しとフレーミング曰く分房制實行の利益は囚人を根底より速に改過遷善せしめ再犯を防遏せるに在り去れは比較的多數の精神病者を發生するの弊害ありとするも容易に分房制實行の大利益を犧牲に供すべからすと　（未完）

雜錄

○虎列拉病に就て

（淺川博士の談）

久しく流行を見ざりし虎列剌病は本年に至り我對岸なる支那沿岸に流行を極め竟に本月に至りて我佐賀縣下を襲撃せり然るに當局者の防疫行き屆きたる爲め幸に大流行を釀すに至らず漸次下火に赴きつゝありしに佐賀縣下以外に於ける九州各地には疑似患者を續起し又新聞紙の傳ふる處に依れば神戸港に於ても眞性虎列剌を發し又東京に於ても數名の疑似患者を發生すると共に既に一名の眞性虎列剌患者を出だせりと云ふ察するに支那沿岸の流行地より輸入せる病毒は或は意外にも廣く本土に散蔓するやも計るべからず今ま虎列剌豫防に關する二三の注意すべき事を記さんに

▲虎列剌病の本性　虎列剌病の原因なる細菌は世人の知る如くコッポ博士の發見せる處の所謂コンマバチルスにして印度に野生せる下等植物なり然るに日本の土地氣候は彼れの野生に適せざるが故に設令ヘ日本に來るも長年月間生育を保續する能はず隨つて虎列剌病流行も自から熄滅に期す故に今回の虎列剌病も幸かに印度産にして海岸に沿ふて支那沿岸に來り汽船の便を以て日本に渡來せしものなること疑ふべからず此虎列剌菌が如何にして吐瀉症を發するかと云ふに今人若し過つて虎列剌菌の少數を嚥下したりとせんか彼れ腹中に入るや極めて迅速なる發育を遂け短時間内にして無數に增殖す然るに此細菌は人間に對して强烈に働く所の毒物に含有するが故に其結果として人身を中毒す即吐瀉を發し其他諸種の危重病狀を發するは何れも其中毒の結果に外ならず是即虎列剌病の本性なり

▲下痢せざる虎列剌病　虎列剌菌が人體の腹中に入り無數の增殖を來すや何人も必ずしも劇烈の吐瀉病を發すると限れるものにあらず吐瀉のなきあり下痢の輕きあり或は下痢せず僅かに軟便を利するのみにて自分は何等病氣の存するを知らず平然として職業に就くものあるあり是れ其人體が一定の免疫性を有せるに依るなり斯の如き極めて輕き虎列剌病は他人に執て實に危險千萬なり家族は爲めに傳染を受け又其患者にして長途の旅行を爲さんか到る處に病毒の置土產を爲すが爲めに忽然として日本の各地流行を釀すに至るべし故に注意すべきは

一、吐瀉症の發するときは勿論輕症の下痢或は腹胃に違和を感ずる場合に於ては必ず速かに醫師の診斷を仰ぐべし

二、醫師は臨床的診斷を以て到底虎列剌病を診定し得るものにあらず依つて必ず糞便の細菌學的診斷を行ふべし

夫然り余は尙ほ進んで細的的糞便檢査を健康診斷に應用せられんことを當路者に希望するなり又交通遮斷を開放する場合にも又患者の全治を診定する場合にも必ず細菌檢査上斷定に基かれんことを希望するなり若し此數件を實行するにあらざれば區區而不匿尻的虎列剌豫防に終らんのみ

▲飲食物選擇の件　虎列拉病流行の時に當りては暴飲暴食す可からず不消化物を食す可からず等は普く世人の唱ふる處なれども其理由を誤解せるもの多きを以て一言せんと欲す

元來人體には外襲に對する自然の防衛機を有せり即ち胃の如き其一にして胃腑の分泌する處の胃液には鹽酸を含み此作用によりて飲食物中に混和せる諸種の細菌を滅殺するの機能消化作用も固より存しあり虎列剌菌の如きは殊に鹽酸に逢ひて滅殺を受け易き性あり故に若し胃腑健全にして胃液の

分泌に異常なきときは萬一誤つて虎列列菌を嚥下するも忽ち滅殺を受くるを以て虎列列菌を發するに至らずして已む即ち

一、暴飲暴食を禁じ不消化物を禁ずるは之が爲には胃腑を損し其自然の防衛機關を磨滅に歸する憂あればなり

二、暴飲暴食を禁するは尚他に一理あり即飲食物を一時に多量を嚥るときは爲に胃腑に於ける鹽酸は稀薄となる道理なるを以て自然細菌殺力の効力を減弱し且つ多量の飲食物胃中に來れば其一部分は崇通りにして腹中に入り以て胃液の作用を受けしむるに遑あらざりしむる憂あり依て其飲食物に萬一虎列列菌の含有したりしと假定せんか之を適宜に飲食し水は滅菌を受けたるならんも多量なるときは竟に殺菌せしむるに至らずして忽ちコレラの發生するに至る

三、飲食物煮沸の件　飲料水使用水の選定は決して忽にすべからず以下れを述べし

▲飲食物煮沸の件　虎列剌流行時に當り煮沸したる飲食物にあらざれば嚥るべからずとは何人も知る處なるべし然れども其道理を解せざるの結果往々過りを來すことあり即ち「煮沸したるものにあらざれば飲食すべからず」と云ふ其實は「飲食物は煮沸して直ちに食すべし」と云ふにあり即ち飲食物中に附着したりと假定する虎列列菌を煮沸滅殺して食用に供すべしとの意味なり故に煮沸したる飲食物を一定時間貯藏して後ち食用に供せんとせは更に又特別の注意なかるべからず例之ば飲用水を煮沸して貯ふるに當り先づ鐵瓶にて熱湯と爲し冷後之れを他の容器例之はフラスコ等に移すと假定せんか既に煮沸の効果を失ふなり何となればフラスコを洗ひたる水中に若し虎列列菌の生住したりしならんか忽ち先刻煮沸したり水中にて於て繁殖の憂あればなり　此際に於ては繁殖の慮貯藏す可きなり若又フラスコ中に收め置かんとせばフラスコに水を盛り其全部を熱湯中に沈めて容器と共に煮沸す可きなり其他の煮沸に就ても同一の注意なかる可からず殊に蠅は往々病毒を自己の身體に附着しつゝあり飲食物に移すの虞あるを以て一定の防蠅裝置を要するなり

▲使用水を忽にすべからざること　食器を洗ひ手や顏を洗ひ掃除に用ゆる水は敢て飲食するにあらざるを以て世人は往々之れが注意を缺くものゝ如しと雖も大なる誤りなり今若し其使用水に虎列拉菌の混じたりとせんか既に汚れたる器具にて飲食を攝するが故に病毒は共に口に入るべきは當然の理なり汚れたる水を以て手や顏を洗はんか知らず

識らずの間に口に運ばれん殊に含嗽するが如きは既に直接飲用に異なるなし又家内の拭清淨に使用せんか下蝉の手は既に汚れたり此手を於て食器を取扱のみならず飲食を調理するが爲め當人は固より一家族に病毒を播くると容易なり依つて使用水と雖も必ず煮沸したるものを用ひざるべからず

▲上水に就て　病毒に汚染し得可き地位にある河水、井水を日常使用するものは虎列剌流行の時に當り前述の如き實に煩雜極まる注意を怠る可からず之に反し上水を使用するものは實に安泰にして之が利益は斯る場合に於て一層現出す即ち上水は砂礫を以て、あらゆる所含の細菌を除去したる後に於て使用に供するの裝置にして又濾過池より我家に來る長距離間は堅固なる鐵管を以て導かれたるを以て例令虎列剌菌が地層に侵淫し鐵管の周邊に來るものとするも到底管内に侵入するを許さゞればなり依て上水を導けるものは虎列剌流行時と雖も敢て煮沸するの必要を認めず安んじて飲用並に使用に供す可きなり上水の設置あるは斯くの如きの効力あるが故なり然るは世人は往々誤解して井水の不良にして飲用に適せざるが爲め止むを得ざるに出でたるものとし上水設置の地に住みながら我家の井水は善良水なりとして敢て上水を私用せざるものあり誤れるも甚だしと云ふべし上水設置の事たるや一は水質の點に關する所ありと雖も其主なるは傳染病豫防の點より必要を生じたるものなれば余は此際速かに上水を引用せんことを勸誘するものなり又貧民部落等にして實際引用の費に堪へざる場所に向つては當路者に於て特に上水汎用の策を講究あらん事を希望す

▲不感性に轉換し得べき事　人誤つて虎列拉菌を嚥下し而して吐瀉病を發する所以のものは其人にして感受性を賦有するに依る然るに若し一度び本病に罹りて幸に治癒したる人は一定期間不感受性即ち免疫性に變するを以て再び病毒を受くるも敢てこれに感ずるなく即ち虎列剌を發することなくして已む、ハフキン氏は此理に基つき人工を以て人體を虎列剌不感性に轉ぜしめ得べき術を發見せり之を豫防接種法と稱す其法虎列剌菌を人工的に培養し置き其細菌を温熱にて殺したるもの所謂菌屍を極少量皮下に注入する方法にして此方法を行ひ置けば萬一虎列剌菌を嚥下するも虎列剌病を發するに至らずして已む尤是即ち種痘に依りて天然痘を豫防し得べきに均しく人工を以て人體を免疫し得たる結果なり而して其成績佳良なるとは印度に於て爲したる數年間の統計の示す所に依りて此注射法を行へば其不感性は一ヶ年間持續し得べし

實に最簡最確の個人豫防法なりと云ふべし故に若し一地方にして虎列拉病の流行あるときは其住民は進んで豫防接種を受くるを以て適切の防衛策を悉したりと思考す又當路者に向つては該豫防接種を勵行せられんことを希望す

▲虎列拉治癒の件　細菌學の發達せざる時代に於ては虎列拉病の治療法は固より一般傳染病に對する根本的治療法は皆無にして單に姑息的の治療法のみなりしが彼の北里幷にペーリングの二博士が血清療法なる奇功の治療法を發見せられて以來一般傳染病に對する治療法は長足の進歩を來し大革新を見るに至りしは世人の擧げて悦ぶ所のものたり、虎列刺病に對する血清療法は北里博士が明治二十九年に於る本邦の虎列刺流行に際して創めて實施せし所のものにして世人の汎く知る所たり然るに其血清療法の効能の現はるゝ理由如何は請ふ下に於て略説せん人若し虎列刺病に罹るあり幸に治療するを得るは自然其能の結果なり爰に云ふ所の自然其能とは其病者が虎列刺菌の毒に中てられたる結果其人體の妙機として自己の血液中には特に虎列刺菌を滅殺し得可き一種の新成分を産出するに至る換言すれば免疫性を呈したるなり爰に於てか腸壁を侵襲しつゝある虎列刺菌は終に死滅せざるを得ず病原たる細菌は既に滅せり即ち疾病は自から治癒せざるを得ず是れ虎列刺病者が幸に治癒する妙機なりとす、今試みに虎列刺菌を獸類例令は馬に注射するときに於ても人體に於けると同樣にして虎列刺毒の働きに依りて特種なる殺菌性成分を血液中に産出するに至る而して其の虎列刺毒注射を反覆すればする程の殺菌性成分は益々多量に血液内に蓄積するに至る爰に於て其血液を採取し之れを精製したるもの即ち虎列刺治療血清にして其主効分は人體内に寄生したる虎列刺菌を滅殺するの特種物質なり、今若し虎列刺病に罹りたるものあり馬より製したる前記の虎列刺治療血清を其患者の人体に注入せんか忽ち其体内に寄生したる虎列拉菌は滅殺を蒙むるを以て疾病は自から治癒に赴かざるを得ず是れ血清療法の効力を呈する理由なり、要するに虎列拉病は其性質猛烈にして電繋性なるの常なるを以て可及的期に於て血清を用ゐざるべからず虎列拉病の前徴あれば迅速に醫師の診斷を乞ひ適切なる豫防的處置幷に治療を施すを以て一擧兩得の良策なりとす云々

○南京虫の話

佐々木理學博士の談

ナンキンムシ（又たチンダイムシ、トコジラミと云ふ）は形ちは扁平長橢圓にして栗色なり長け二分前後ありて六脚あり頭には觸鬚眼等ありて口部は細管となりて人の血液を吸收するに適へり翅は極めて不完全にして單に小鱗片の狀を爲すに止まれば敢て他の虫類の如く飛翔すること能はざれども脚にて疾行し且皮膚面よりは一種の惡臭を排出するの特性あるが故に他蟲の餌となるを免るれども獨り蜚蠊、家蟻の類は惡臭を厭はずして之を嗜食すと云ふ

ナンキン蟲は所謂夜蟲にして晝は匿れ夜は出て人血を吸取する惡蟲なり其好んで出沒するは船舶古屋若くは不潔なる家屋にして新築若くは清潔にして掃除の行屆きたる家屋には此害蟲を見ること罕なり又た夜間なりと雖も室内に燈火を點じ置へ時は決して這ひ出ることなきも若し燈火を消さば直ちに現はれ出づるを常とす其好んで血液を吸取するところは重に頸、手足の尖等にて夜具の外に出て易きところなり此虫の爲めに血液を吸取せられたる時は患部は瘡の如く腫れ久しく痒味を覺へ且つ安眠を妨げらるゝこと甚し晝間害蟲の潜伏する所は壁其他戸板の隙目又た室内に木製寢臺の備附けある所ならば其木に存ずる割目隙目其他晝間なりとも暗くなりたる蓆蒲團の下などに潜伏し夜に入り燈火の消ゆるを待ち人體を襲ふものなり此の蟲の火光を恐るるは極めて甚しく若し就眠後害蟲の來襲を悟り俄に火を點ずるならば害蟲は先を爭ふて逃げ惑ふを常とす故に害蟲の發生甚しき場所にても夜中燈火を點じ置けば決して害蟲に襲はるゝの恐なし又た夜具に除蟲菊の粉末（俗に蚤とり粉インセヘトパウダーと云ふ）を振りまき置かば同じく其來襲を防ぐに足る然れども右等の方法は唯だ一時の驅除法にして全く室内の害虫を塵殺することは六ヶ敷なり又た練瓦造りの家屋ならば害蟲潜伏すべき隙間割目等にテレピン油、ベンヂーン、石油等を注入し或は刷毛の類にて塗り込まば之を驅除するに足り又た戸締りの充分に出來得べき場所ならば家屋を密閉し亞硫酸瓦斯にて薫蒸するも驅蟲の効あり然れども亞硫酸瓦斯の如きは吾人を初め他の高等動物に非常に有毒なるものにして且屋内の裝飾品などをも損するの患あれば之を使用する時は充分に注意すべきものなり亞硫酸瓦斯を發散するには大形の器物の中に適宜に硫黄を入れ之に火を點ずれば容易に亞硫酸瓦斯を發散す此際燃燒せる硫黄は溢れ出づるの恐れあれば硫黄を容るゝ器物は可成大形なるを用ゆるを安全なりとす又船舶内に蕃殖せるナンキンムシも右と同樣の方法にて驅除すべし蓋し我隣邦に於てナンキン

ムシの蕃殖盛んなるにも拘らず本邦に於ては久しく此害蟲を見ざりしは全く家屋の割合ひに清潔なるに原きたりとは信ずれども爾來倍々屋内の掃除に力を盡し清潔ならしむれば種々の惡むべき傳染病に罹らざるのみならず彼ナンキンムシの襲來をも免かるべし時節柄聊か注意を促すと然り

○遇囚一則

石井澁處

古諺曰詐欺的の人に遇へは誠心を以て之を感動し暴戾的の人に遇へは和氣を以て之を薰蒸し偏邪私曲的の人に遇へは名義氣節を以て之を激礪せは天下のもの我か陶冶中に入らざるは無しと人心の異なる其面の異なるか如し酸味せさるへからす

例

一外面温和を裝ふも内心狡猾なるもの
一猜疑心深く人の言を信せさるもの
一理解力あるも實行の出來さるもの
一頑愚にして道理に服せさるもの
一自己の意見を立通さんとするもの
一道理を辨へさるも人情に脆きもの
一荒々敷擧動あるも内心弱きもの
一自己の意志に反せは直に暴行せんとするもの
一詐言を搆へて己か目的を達せんとするもの
一才氣振りて高慢なるもの
一齷々として終始樂まさるもの
一揚々として浮氣なるもの
一官吏に反抗して得々たるもの
一邪智を運すを以て才能ありとなすもの
一他の弱點を捕へんと勉むるもの
一傲慢にして上長を敬せさるもの
一性質惰怠にして勤勉の心なきもの
一上の意を迎へて諛を呈するもの
一己れの事を棚に上け人の非を言ふもの
一謹愼を守り前非を改悟するもの
一其他千種万態にして筆紙の能く盡す所にあらす之等の者に向ひ千遍一律に之を陶冶し難きは云ふ迄もなき事なから陶冶の任に當る者も自己の缺點なき樣勉めさるべからす於茲頃日試みに看守諸子に向ひて囚人に對し愼むへき言行の種類を問ひしに左の如き答を得たり善に遷る當に風の速なるか如くすへし過を改むる當に雷の猛なるか如くすべしと云ふ事あり亦以て初進者の一顧に値せすや

答例

一威嚴を失ふ可らず
一慈愛の心莫る可らず
一服裝を亂す可らず

一姿勢を崩す可らず
一粗暴過激の言を吐く可らず
一如何なる場合と雖も怒氣を含む可らず
一雜談を爲す可らず
一狎々敷す可らず
一戲言を發す可らず
一笑顏を爲す可らず
一甘言を以て騙す可らず
一忿激の爲め處罰を請求す可らず
一囚人を視線外に措く可らず
一尊大驕傲にして侮蔑に渉る可らず
一偏頗の處置を爲す可らず
一緩慢なる取扱を爲す可らず
一小惡事たりとも不問に付す可らず
一苛察に流る可らず
一病囚の面前にて其病狀を語る可らず
一野卑の言語を用ゆ可らず
一囚人の醜惡を放言す可らず
一多囚の前にて烈しく叱責す可らず
一器具又は素品を損したる場合故意と過失を別たす一概に責む可らず
一キサマ　テメシ等の言語を用ゆ可らず
一無責任の言行ある可らず
一囚人に依頼の心を持つ可らず
一囚人の面前にて同僚其他の善惡を評す可らず
一監房工場に於て新聞記事又は酒席上の事を談す可らず
一囚人の面前にて檢束上の談を爲す可らず

以上

因に記す遇囚の事に付曾て鳥取の碩儒岡本斯文氏か余に示せし詩あり御囚是猶御馴馬。範以馳驅不斷鞅。獸固無智人不然。雖得其術或搏躡。是感是愛得其宜。彼欲橫馳豈得馳。從事於此能不變。區々亦可報明時。

○監獄視察談

此の頃本省事務官は東京を始め附近の監獄を巡視せられまして其の結果巡閲を受けたる監獄の典獄を一堂に集め巡視の事項を詳細漏し注意を施すずきこと改善すべきことども意見を發表せられましたが何れも斯道有益の事のみにて巡閲官の詳細意見を發表せられまして斯の如く綿密に改善を促成せられしことは蓋し今回が嚆矢であろうと思はれる、從つて注意事項杯は獨り此近縣の硬針たるに止まらず以て一般の準則として可なるものと認めたるが故に茲に其の梗概を記して諸氏の參考に供す（別天生）

○監獄日誌は監獄の沿革を知る上に於て極めて重

要である書類なるにも拘はらず何れも甚だ不始末なるを免かれぬと謂ふ實況である甚だしきは監獄日誌の設けすら無い或はあるとしても其の記入方は頗る粗漫である例へば參監人の姓名を謄列するか典獄以下吏員の出張其の他の事故を記入する位に止まつて居る勿論左程綿密なる記牒を要すると謂ふ譯ではないが苟くも監內の事故として後に傳ふべきものは悉く網羅して貰いたい在監人の出入は勿論其の出入の時刻氏名遞傳護送風水震災其の他監內の事變等は是非とも記入しなければならぬ、此帳簿は勿論一課の主管であるが記入事項は一課のみに限らない二課三課の事務たるを問はない監內の異變は司獄官會議等に依つて少くとも各課員に知れ渡つて居るから之を記入する上に於て必ずしも難事でない此節柄で謂へば監內傳染病流行の事柄は尤も特筆すべきこと柄である併し之を實行する上に當りましては必ずしも綿密に記入するを要せぬことゝ監內事變の必要なることを網羅するの心掛がなくてはならない

囚人被告人の出入は往々監獄日誌に記載せらるゝ所あるも成るべくは其の時刻迄の記入をして貰いたいと思ふ、時刻は拘束の發生すべき時機にして尤も大切である時として後日の立證として其の入監若くは出監の時刻を知る必要のあるとがある

○司獄官會議は今日では殆んど各監獄で開かれるが之が會議日誌杯を作製する所は甚だ乏しい結局會議が眞實に利用せられて居らないから從つて日誌を作ることも無益な樣に考へられて實施せられないであろうと思はれる會議の實際を謂へば多くは行狀の勘査位に過ぎない夫れも行狀の勘査は唯形式的であつて兎角其の人物をも知らずに室に眞否の判定を下すのである斯る勘査を取除けては司獄官會議なるものはない卑見を以て直截に謂へば會議の議題に上るべきものは毎日殆んど三四を下らざることゝ考ふ例へば監內を巡見すれば直ちに其の材料を得ることは難くない工場浴場倉庫排泄物監房就役の狀態被服臥具の取扱病監等苟くも疎設改善を要すべき事柄は沸々として絶へない此の多い材料の內より撰擇して議題に上ほせば二三時間を之に費す位毎日殆んど出來る然るに還殼の事絶へてなくして僅かに形式の行狀勘査位に止めるのは頗る遺憾である而して此等の議題は逐一日誌に留め訓示すべきものは夫々相當の仕末を付け各自の意見要領をも摘記して後日の參考に供するのである此の日誌を繙けば大凡そ吏員の思想の如何を探知する位であつて監獄の素人には是を見さへすれば監獄學研究の惟一の材料である而かも活きた材料である夫れ故模範監獄の會議日誌は頗る有

益な書類で在つて初學者は必ず之に就て研究する此の如くして能く實務の修練を爲すのである夫れのみならず會議日誌直接の利益は吏員をして事務簡捷の便を圖ることが出來る、場合に依ると一々回議を起さずとも之に依つて評決を經たる上典獄の命に依つて直ちに施行しても差支ないことがある、其れ此れの點を考へて見ると是非會議を利用する上には會議日誌なるものが必要なる所以が分かるであろうと思ふ

○看守の記入すべき行狀報告簿なるものは今日頗る區々の扱に爲つて其の內に余の心を痩たものが未だ曾て一も見當らなかつたと謂ふのは如何にも殘念な話である而して最も余が理想に遠ざかつて居るものは紀律の遵否とが親屬の思念の欄に最良稍良否の三欄に區分し茲に捺印するのである嚴格に謂へば看守が事實を直記せずして自己の判斷を記入する是れは如何にも擅斷の譏あるを免かれない加之ならず看守長が判斷を加へる上に於ても無我夢中に判定しなければならぬ、それであるから徹頭徹尾之には賛成が出來ない先づ卑見を以てすれば看守には受持囚人の氏名罪質刑期犯數入監年月日年齡等を記入したる一人一枚の人別帳を與へて置いて之に例の行狀表中の獄則の遵守衛生淸潔作業工錢等の事項に就て細大漏す處なく事實を有の儘に摘記せしむるのである冗長粉飾に失す可からず意見を記入す可からずとの訓示を守らしめ成るべく精密に記入せしむるのである兎角之が實際は毫も記入せぬ弊が起り易いそれは十分に監督を施さなければならないが此の如き方法で能く看守が其の命を守つて事實を記入することに勉めたならば茲に於て始めて看守長が適當なる意見を付するに至るのである

行狀報告簿記入の方法は實際常に看守に訓示を與へつゝあるに拘はらず兎角報告して來ないとは往々當局者より聞く所なるが如何にも其の通りで全然記入しないのには閉口である併し是れと謂ふのも全く囚人を監督觀察するの眼が行屆かないのである筒も五人なり拾人なりの囚人を受持つた以上は其ものに就て何事か記入すべき事項のない等がない必ず何等か着目した點に就て記入すべき材料があるべきものである若し此の記入を爲さなかつたとすれば怠慢の譏あるを免かれぬ此記入法の如何は大凡そ看守の注意すべき程度が分かるこれで以て眞に能く遇囚の適正を得るに至るのであろう兎に角現今の行狀報告なるものは余の此の理想に遠して居るもの未だ一をも發見するに至らざりしまことにうたてきことからなり

統計

○明治三十五年五月末日現在全國在監人員表

	三十五年五月末日	三十五年四月末日	三十四年五月末日	前月ニ比較シ 増	前月ニ比較シ 減	前年ニ比較シ 増	前年ニ比較シ 減
囚人	五一、六〇〇	五三、〇四四	四九、七五九	一、四四一		一、八四一	
刑事被告人	八、六八六	八、八四七	七、八一四		一六一		八七二
懲治人	二〇三	一九一	一五二	一二		五一	
別房留置人	九八四	九四七	八四五		五三	四九	
乳兒	一二六	一二九	九八		三	二八	
合計	六一、五〇九	六三、一五八	五八、六六八		一、六四九	二、八四一	

○明治三十五年五月末日全國在監人員表

	囚人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帯乳兒	計	卅四年五月末日現在	比較増△減
警視	三、一一八	一、一三一	一四	一七五	五	四四四三	四、二二一	二二二
京都	一、三五六	二二一	一〇	二〇	七	一、六一四	一、五二六	八八
大阪	三、二三四	八六三	四一	八一	四	四、二三〇	四、〇五五	一七五
神奈川	一、三一〇	一六五	一七	二九	四	一、三五二	一、三五八	一六七
兵庫	二、二五一	二二八	二〇	三八	九	二、五五六	二、四二五	一三一

統計

(四一)

	囚人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帯乳兒	計	卅四年五月末日現在	比較増△減
長崎	一、一五九	三〇九	五	五一	二	一、五二六	一、三一三	二一三
新潟	八四〇	三九	三	一〇	二	八九四	九〇五	一一
埼玉	一、〇九七	一四二	五	五	一	一、二五〇	一、一九三	五七
群馬	一、一五六	一一八	一	一二	一	一、二九〇	一、二四〇	五〇
千葉	八九七	二四二	三	一〇	一	一、一五三	九二一	二三二
茨城	一、〇六五	三〇七	三	二四	四	一、四〇三	一、四九一	八八
栃木	八九一	一八八	四	五	一	一、〇八八	九六九四	一二四
奈良	五八〇	七九		三		六六三	五七三	九〇
三重	一、〇一〇	九五	二		三	一、一一〇	一、一五八	一四八
愛知	一、九九四	三六一	一二	二二	三	二、二九一	二、二九六	九五
静岡	九〇九	一六六	三	一八	六	一、一〇二	九九二	一〇
山梨	四二四	四三	三	三	二	四七二	四八三	一一
滋賀	五八九	六四	三	八	三	六六七	六三一	三六
岐阜	九二一	六五	四	九	二	一、〇〇三	一、〇二九	二六
長野	一、二二〇	二八一	六	一〇	二	一、五一七	一、五九八	八一
宮城	九三五	三〇七	三	一八	二	一、二六四	一、二二三	四一
福島	一、〇七四	一七一	二	一〇	一	一、二五六	一、二二三	三三
岩手	四四三	一〇三	二	三	二	五五四	五四三	九
青森	二六九	七二	二	六	一	三四七	二九八	四九
山形	五九二	八四	二	一二	一	六九一	七一九	二八
秋田	五三八	九一	一	三	二	六三二	六三九	七
福井	三三五	三三	一	八	二	三八九	三五〇	三九
石川	四五六	六六	一	一二	二	五三六	三九一	一四五
富山	三二四	七四		二	三	四〇三	三九五	八

總計	北海道集治監（本監・網走・十勝）	樺太集治監	島根	鳥取	岡山	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	長崎	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	北海道	東京集治監	宮城集治監	三池集治監
五一、六〇〇	二、五三八	八二四	七〇七	三七一	一、二三三	一、五五一	一、〇七九	五一五	六九三	六四七	一、〇一六	九一六	一、一五一	五五二	四三七	五一五	九四七	五八八	三〇七	一、二二七	一、〇一一	七四〇	一、五〇六	九九三
八、六八六			七二	五八	一四二	二一八	一二八	一〇八	七四	六七	八三	四九八	二五三	一一六	七六	九六	九九	一〇三	二三	三五四				
二〇三			一	二	三	二	二	一	一	二	一	三	六	一	一	一	一	一	一	二				
八九四			八	二	一六	一九	一四	一	七	一三	一〇	四八	七	六	一	六	二三	六	二	一〇五				
一二六			一	一	八	六	一	一	三	一	二	五	二	一	一	三	一	一	一	八				
二、五三八			四三二	四四六	一四	七八八	七〇二	六二五	七七八	七二九	一、一一一	一、一八四	二、〇六八	六七〇	五二〇	一、〇六七	六二三	六九九	三三四	一、六九六	一、〇一一	七四〇	一、五〇六	九九三
六一、五〇九	二、八〇〇	五八、六六八	七一二	四四六	一三一五	一、五五七	一、〇四六	六五一	七八一	八〇七	一、〇四四	一、〇三三	一、七六八	六六三	四七六	一、〇一六	五二六	六三二	三三一	一四一四	一、二七七	六一九	一、四九九	八〇七
二、八四一	△二六二	二、八四一	七六	△一四	八七	二三九	△二六	△三	△七八	六七	一五一	三〇〇	七	四四	五一	九七	六七	三	二八二	△二六六	一一二	七	△四一五	△八六

○前表の內、外國人を國籍に依り區分すれは左の如し

總計	清國	韓國	英吉利	佛蘭西	露西亞	北米合衆國
男	一三	三	一	一	一	三
〃	一	一	一	一	一	一
〃	一	一	一	一	一	一
〃	一	一	一	一	一	一
〃	一	一	一	一	一	一
〃	一	一	一	一	一	一
〃	一	一	一	一	一	一
四人	一三	三	一	一	一	三
刑事被告人	六	一	一	一	一	一
別房留置人	一	一	一	一	一	一
計	二〇	四	一	一	一	三
前月比較 增△減	△二六二	二	一	一	一	一

○三十五年五月末日現在全國囚人刑名別

刑名	本年五月末日現在 男	女	計	本年四月末日現在	前月比較 增△減
無期徒刑	九九五	六五	一、〇六〇	一、〇三九	二一
有期徒刑	三、二二八	二六八	三、四九六	三、四九〇	六
無期流刑	一		一	一	
有期流刑	五		五	五	

言渡	重懲役	輕懲役	重禁錮	輕禁錮	拘留	合計	初犯	再犯以上	計
無期									
十五年以上									
五年以上十五年未滿	三、六七九					三、六七九	三、一五七	五二二	三、六七九
三年以上五年未滿	三、一五七	九				三、一六六	二、九四九	二一七	三、一六六
一年以上三年未滿	九	三				一二	一二		一二
六月以上一年未滿			二八			二八	二八		二八
三月以上六月未滿			一三二			一三二	一三二		一三二
一月以上三月未滿			三六六			三六六	三六六		三六六
一月未滿			二七六			二七六	二七六		二七六
計	三、六七九	九	五、七九六			五、七九六	五、五四三	二五三	五、七九六
三年以上			一〇、九七九			一〇、九七九	九、五五九	四二〇	一〇、九七九
一年以上三年未滿	一、九二九	三	一、三一四			一、三一七	一、三一七		一、三一七
六月以上一年未滿	一三二		一六二			一六二	一六二		一六二
三月以上六月未滿	一三二		八八六			八八六	八八六		八八六
一月以上三月未滿	二八		二七六			二七六	二七六		二七六
一月未滿			三六六			三六六	三六六		三六六
計	三、一六〇	一二	一、八五一			一、八六三	一、八六三		一、八六三
三年以上	三一		一一			一一	一一		一一
三年未滿	三一		一一			一一	一一		一一
一年以上三年未滿	三一		一一			一一	一一		一一
六月以上一年未滿	三一		一一			一一	一一		一一
三月以上六月未滿	三一		一一			一一	一一		一一
一月以上三月未滿	三一		一一			一一	一一		一一
一月未滿	三一		一一			一一	一一		一一
計	三一		一一			一一	一一		一一

府縣	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田
一月	二·五	二·七	二·八	二·九	二·四	二·七	二·四	二·八	二·六	二·七	二·六	二·三	二·七	二·二	一·四	一·〇
二月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
三月	二·九	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
四月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
五月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
六月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
七月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
八月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
九月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
十月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
十一月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇
十二月	二·三	二·〇	二·八	二·三	二·〇	二·三	二·〇	二·〇	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·〇	一·六	一·〇

府縣	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田
一月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
二月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
三月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
四月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
五月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
六月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
七月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
八月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
九月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
十月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
十一月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
十二月	二·三	二·四	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三

府縣	鳥取	島根	岡山	広島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	北海道	東京	宮城	集治監 三池
一月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
二月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
三月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
四月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
五月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
六月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
七月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
八月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
九月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
十月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
十一月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三
十二月	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三	二·三

| 平均 | 北海道 | | |

全十四年七月八日
一任內務權大書記官　全　上
全年九月十二日
一叙正六位　全　上
全十五年六月十七日
一叙勳五等賜雙光旭日章
全年八月十二日
一內國繪畫共進會審査致依囑候事　農商務省
全年十月一日
一內國繪畫共進會審査部長申付候事　全　上
全年仝月二十四日
一內國繪畫共進會へ御臨幸被遊御前ニ於テ喜占春魁ノ國ヲ畫ク依之酒饌料下賜候事　宮內省
全年十一月十八日
一內國繪畫共進會へ　皇太后宮皇后宮行啓被遊御前ニ於テ山水及ヒ栖鳥湖石ノ圖ヲ畫ク依之御包金下賜候事　全　上
全年十二月十九日
一內國繪畫共進會審査部長事務勉勵候ニ付爲慰勞目錄之通下賜候事　太政官

目錄　縮緬壹匹

全十七年二月二十七日
一農商務省御用掛兼勤被仰付候事　太政官
全年仝月二十九日
一第二回內國繪畫共進會審査部長申付候事　農商務省
一兼任典獄　全　上
全年五月四日
一監獄本署長申付　全　上
全年仝月七日
一警察本署次長被仰付　全　上
全年仝月十日
一叙奏任官二等　內　閣
全年仝月十一日
一上級俸下賜　太政官
全二十年五月二十七日
一任司法省刑事局次長　全　上
全年仝月仝日
一叙奏任官二等　全　上
全年仝月仝日
一上級俸下賜　全　上
全年十一月十六日
一任檢事　內　閣
全年仝月仝日
一叙奏任官一等　全　上
全年仝月仝日
一大審院詰ヲ命ス　司法省
全二十一年五月二十九日
一叙勳四等賜旭日小綬章　全　上
全二十二年十月二十一日

全年五月二十九日
一第二回內國繪畫共進會へ　皇太后皇后宮行啓被遊御前ニ於テ松間玩月ノ圖ヲ畫ク依之御包金下賜候事　宮內省
全年十一月二十七日
一第二回內國繪畫共進會事務　格別勉勵候ニ付慰勞トシテ金五拾圓下賜候事　農商務省
全年十二月二十二日
一農商務省御用掛兼勤被免候事　太政官
全年四月二十三日
一監獄局長代理被仰付候事　內務省
全年六月二十五日
一警保局第三部長被仰付候事　全　上
全年十月十三日
一觀古美術會へ御臨幸被遊御前ニ於テ寒林山水ヲ畫ク依之御包金下賜候事　宮內省
全年仝月二十三日
一觀古美術會へ　皇太后皇后宮行啓被遊御前ニ於テ曉秋山水及花鳥ヲ畫ク依之御包金下賜候事　全　上
全十九年一月十六日
一記錄課長被仰付　內務省
全年二月四日
一任一等警視　內　閣
一巡査本部次長被仰付　警視廳
全年仝月十八日

○著書養德訓話
聖上
皇后兩陛下へ獻上願出候ニ付即
御前へ差上候條此段申入候也

全年十一月十五日　宮內省
○叙從五位　全　上
全二十三年六月十二日
○任元老院議官　內　閣
全年仝月仝日
○叙勅任官二等　全　上
全年仝月十九日
○叙從四位　宮內省
全年九月二十五日
○午餐御陪食被仰付（元老議長副議長議官ヲ召ス）

勅　宣

曩ニ元老院ヲ設ケ而來朕カ立法ノ事ヲ翼賛スルコト茲ニ十有餘年今也帝國議會開設ノ期ニ臨ミ議院ノ事業將ニ終ヲ告ケントス詢卿等ト一堂ニ會食シテ聊カ積勞ヲ慰ム爾後卿等ハ偶時相見テ喜樂ヲ俱ニセンコトヲ望ム

全年十月十五日　內務省
一監獄官練習所ニ於テ本邦監獄法講義ヲ囑托ス
但講手當一ケ月金四拾圓給與ス
全二十四年三月三十一日

一監獄官練習所本邦監獄法講義囑托ヲ解ク
　全年十二月二十八日
一依願免本官
　全二十七年五月二十一日
一敍正四位　　宮内省
　全年仝月仝日
一特旨ヲ以テ位一級被進　　内閣
　全二十九年五月七日
一古寺社保存會委員被仰付　　内閣
　全三十二年十二月二十日
一敍從三位　　宮内省
　全年仝月仝日
一特旨ヲ以テ位一級被進　　仝
　全三十五年五月二十七日
一特旨ヲ以テ位一級進　　仝
　全年仝月仝日
一敍正三位　　仝
　全年仝月仝日
一敍勳三等授瑞寶章　　賞勳局

○監獄醫の會同

國家醫學會監獄醫學科講習生は全員四十八名にして內二名を除くの外は何れも各監獄の上席監獄醫にして既に二箇月の講習期を終へ不日各任地に歸らるべきを以て本省に於ても多數の經驗ある監獄醫上京中なるを好機とし本月五日及七日の兩日に於て諮問會を開かれたり其の出席人名左の如し

監獄醫會出席人名

鍛冶橋	横山碩次郎	市谷	星智善
巢鴨	島遙	京都	中村兼次郎
大坂	押田芳之助	神奈川	大村民藏
兵庫	後藤得二	長崎	原晉二郎
新潟	倉正造	埼玉	吉田榮次郎
群馬	渡邊義介	千葉	志賀巍吉
茨城	萩谷忠	奈良	吉田常文
三重	白井亦太郎	愛知	板津七二郎
靜岡	玉木篤三郎	山梨	菊池原亥之吉
滋賀	野々垣梅次郎	岐阜	青山時三郎
長野	小笠原虎雄	宮城	小々高一左工門
福島	永江貞之	岩手	菅沼英
秋田	笹田秀穗	山形	武田莊三郎
關	定得	福井	吉田周造
石川	辻本辰之助	鳥取	山崎愼吾
島根	時滿久一	岡山	時澤幾造
廣島	山崎節造	山口	高貫篤一
德島	庄野榮次郎	愛媛	益精一
高知	川村精策	佐賀	江口康二郎
熊本	中原四之助	宮崎	宮崎策雄
沖繩	鉢嶺清懷	東京集治監	淺田唐輔
三池集治監	宮川嘉久藏	北海道集治監	高橋胤俊
仝	十勝諏訪慶緑		

總員　四十五名

栃木千葉富山和歌山鹿兒島北海道廳宮城集治監は國家醫學會に講習生を派遣せざりしも（尤も千葉は特に今回の會同の爲めに列席せり）福岡の講習生は急に歸任すべき事情の差迫りたる爲め欠席し大分は病氣欠席なりとす

五日午前九時三十分開會總務長官及監獄局長一場の演說を爲し諮問事項に移り七日には大臣の演說長谷川衛生局長の演說北島傳染病研究所部長の虎列剌豫防演說午後には花房統計局長の演說等ありて後諮問事項に移りしも結了を告けすして散會せり實は本省に於ても折角會同の機會なれば直接に諮問事項に對する意見を徵せんことを欲したれとも今日傳染病流行の折柄なれば一日も速かに歸任せられんことを欲する事情もあり旁々以て遺憾ながら其の儘閉會したる次第なりと謂ふ因て諮問事項に對する意見は書面を以て八月末日迄に發送の手續を取計はるべき旨典獄にも傳達せりと謂ふ訓示演說指示及諮問事項左の如し

司法大臣訓示要領筆記

七月七日於監獄醫會同席上

監獄行刑の事一として衛生と密接の關係を有せさるものなく其の範圍の廣き其の責任の重き所謂自由刑なるものか適當に其本体を維持し得らるゝと否とは殆んと一に繫りて衛生の張弛如何にありと謂ふも可なり近年監獄當局者か能く政府の方針を体し孜々として獄制の改善を努め着々其の成績の著るしきものあるを致し殊に監獄の構造其他有形的諸般の施設の尙ほ未た不完全の憾みあるもの多きにも拘はらす能く監獄に於ける給與、作業其他凡へての遇囚上、厚く衛生保健の方法を勵行する所あるか爲めに年々死亡疾病の數を減滅するの事實を見るに至りたるは本大臣の深く滿足する所なり是れ畢竟直接に監獄衛生の局に當る各位か熱心且つ忠實に其の職責を竭くすの結果なるを信す

本大臣は昨年典獄を召集したる機會に於て監獄の衛生醫務に關し特に注意を加ふる所あり且つ將來監獄醫は一般醫術に通曉するの傍ら成るへく精神病學に必要なる智識を備へたる者より撰任するの方針を取るへき旨を訓示せり其の意蓋し犯罪と精神病、精神病と監獄生活とは少くも其の間に最も密接の關係を有し從て監獄なる場所には精神病者若くは精神病疑似の者を見るの割合多きか故に之れに對し機を過まらすして速かに適當の指置を加へ以て治罪行刑の目的を全ふせしめんと欲するに外ならす此の際に方り偶ま國家醫學會か監獄醫學講習會なるものを設け特に監獄醫務の當局者に對して其の職務上、最も必要なる精神病學、裁判醫

學、衛生學其他の學課に就て遙んで大に之を研究練磨するの機會を與へしむるに至りたることは本大臣の該學會に對し深く感謝の意を表すると共に各位か此の機會に因つて得られたる智識を應用して以て將來一層適實に其の職責を全ふするの資格を具備するに至りたることを欣はすんはあらす

病者醫治の目的は醫術と醫略と此の二者を俟つて始めて之を全ふするを得へし各位か斯學に於ける素養の深き所謂醫術の點に就ては固然する所なきを信すれとも其所謂醫略なるものに就ては或は往々にして用意の愼密を缺くものあるやの憾らみなきに非らす固とより普通人に對するの筆法を以て囚人を待つ能はさるへきこと勿論なりと雖も漫然初めより彼れは囚人なりとの先提を置て以て彼れに對するか如きは偶々彼れ囚人の猜疑偏執の感情を深からしむるのみならす益々監獄醫を信賴するの觀念を薄からしむるに至るを免かれす信賴の厚薄は醫治上極めて緊切の關係を有するものにして是は所謂醫略の巧拙如何に存するもの多きを信す徒らに信賴を傳せんか爲めに囚人の甘心を求むるか如きは啻たに監獄行刑の本旨に戻るの甚しきのみならす反りて益々其の信賴を失ふの結果あるを免かれす明らかに疾病の有無虛實を判定し若くは彼れの自から訴へさるに先つて其の疾病を看破する等機に應して直ちに寬嚴其の宜しきに適するの方法を講することに由つて始めて能く囚人の信賴を庶幾すへし醫略の內自ら亦た遇囚感化の妙味を寓す各位は宜しく將來一層此の點に儆愼の注意を加ふる所あるを要す

所謂醫治と稱する所のものは畢竟するに廣義に於ける監獄衛生の一部に過きす疾病を未發に防き務めて健康保全の道を計るは監獄醫務の主眼とする所たり是を以て監獄醫は囚人に對し其の入監の際は勿論疾病の有無に拘はらす特々名個人に就て普く健康診斷を勵行し以て拘禁、衣食、作業其他遇囚諸般の關係か如何に囚人各個人の健康の上に影響を及ほしつゝあるやの實況を詳悉し其の行刑及經濟の許るす範圍に於て努めて衛生學理の要求を充たすの改良施設を加ふるの注意あるを要す殊に今や夏季に際し各地方到る所に傳染病流行の兆あらんとす各位は一日も早く其の任地に歸へり能く監獄當局者と協力して一層切に衛生豫防の手段を實行し成るへく傳染病をして監獄を侵すに至らさらしめんことを努むへきは勿論亦豫め一朝監獄內傳染病の發生を見るの日に於て之を未た甚しからしめさるに撲滅するの措置を講し事に臨んで時機を失し措置を過まるか如きことなからしむへし

本大臣は此に各位に對し監獄局長をして監獄醫務に關する必要の事項を指示及ひ諮詢せしむる所あり其の諮問に係る事項に就ては各位より開陳せらるゝ所の意見を參酌調査せしめたる上に於て追て何分の規定を設くる所あるへし尙は諮詢事項以外に於て監獄衛生上必要と認めたる意見は各位より忌憚なく之を開陳せんことを望む

指示事項

一、監獄に於ける一般の衛生法殊に被服、臥具、排泄物等の洗濯消毒、乾燥の實況に就ては往々注意の周到を缺くものあり監獄醫は宜く平生時々自から監房、工場、倉庫其の他の要所を巡回し他の吏僚の蔑に喙を容れさるに先ん之其の意見を提議主唱するの注意あるを要す

二、夏季傳染病流行時に際しては殊に一層新入者離隔の法を採り建康診斷を行ひたるの後尙ほ數日間離隔房室に拘禁し攜有物品に對しては嚴く消毒殺菌の方法を施こすへし且又給與すへき飮食物に對しても嚴重なる監督を施行すか爲めに時々自から炊所に臨んで親しく食料の品質及調理炊烹の實況を視察すへし

三、精神病者に對し其の擧動の病的作用たるを觀破するの至難なるか爲めに往々犯則行爲の懲罰を科することなきに非す犯則行爲の續發は延て數回の懲罰を科し爲めに不測の危害を招くことあり數回の犯則行爲ありたるの事實は是れ既に精神變調の結果なりしことを後日に至つて發見することを得たるの例少からす監獄醫は宜く愼重に注意を施し殊に頑硬なる犯則行爲者等に就ては科罰に先たち十分其の行爲の果して病的作用なるや否やを精察すへし其の他一般の囚人に對し科罰の適否に關する意見を求められたる場合に於ては徒らに形式に流るゝことなく實際當該囚に就て其の身體及精神上の狀況を診察して保健上必要の意見を開陳する所あるを要す

四、囚人糧食の分量は多くは作業に依つて之を區別せりと雖とも身體、年齡等の狀況に依りても亦た多少個人的に之を斟酌する所あるを要す殊に新入囚、懲罰施行後の者及釋役者等の如く糧食分量の變更を要する場合に於ては漸次適加適減の方針を採り遽かに增給若くは減給するを如きことなきを要す

五、監獄醫は直接、或護に從事する所の官吏即ち看守女監取締等に對し衛生學の大要及救急療法の一班に就て必要の智識を與ふるの注意あるへきは勿論一般の囚人に對しても亦た休役日等を利用して以て時々衛生自重の道を訓說する所あるを要す殊に病監擔當の看守及看護夫の如きは之に對して成るへく病者看護に必要なる知識を備ふるに至らしめんことを努むへし

六、看護夫の撰擇に就ては當局者に於て慥密の注意を加ふる所あるへしと雖も其の役務の性質及境遇の關係より尙ほ嚴正の規律を寬假するの結果種々の情弊を生するの虞あるのみならず或は病者をして却て餘分の不幸を訴へしむるに至るか如きことなきに非らす病監に於ける規律の張弛は主として監獄醫の責任範圍に屬するものなるか故に宜く常に看護夫に對する監督を嚴密にして看護の旨趣を全ふせしむへきは勿論一面嚴正なる規律を勵行すると共に一面各種の情弊を未然に杜絕する

七、調治簿の記載方に就ては一般に疎畧に失するを免かれさるの實況なり調治簿なる所のものは實に他日に於て病因に對する疾病の經過變遷及之に對する醫治の方法如何を證明するに足る唯一の書類なるを以て之が記載方に就ては將來一層愼密の注意を加ふる所あるを要す

八、精神病者に就ては其の症狀の輕重如何に拘はらず凡へて調治簿を調製して以て其の經過及處遇法の實況を詳記し置くを要す妊婦にして凡そ産褥後八箇月以上に及ひたる者も亦た之に準す

九、作業と衛生とは其の關係する所最も親密なり各個人に對し作業を賦課するに當つて監獄醫は健康上其の種類の適否如何を判定すへきは勿論尚ほ時々自から囚人服役の實況を目擊し實際に於て果して能く當該囚か其の健康に支障なく指定の作業に堪ゆるや否やを觀察すへし

十、囚人の體量身長測定は監獄醫自から之に當るを要す然るに往々他の吏員に之を一任するの結果其の器械に損所を生したるにも拘はらず尚之を賜用し若くは其の他使用上の注意を缺き正確に測定の實を得る能はさるの實況あり測放に定器は必ず監獄醫自から之を管理し出入監、懲罰、建康診斷等に際し一層正確に之を記錄するの意あるを要す

十一、病監當病休役患者の稱呼は一に收容監房を以て區分するものゝ如しと雖も曾に其の收容監房に依りてのみ命名せす專ら病者の實態症狀の程度に應して之か區分を施し從て統計表作製の場合に對しても能く彼此混同せしむることなからしむるの注意あるを要す

諮問事項

一、監房及び工場に收容すへき定員の標準は如何

二、現行食料彙立表に對する意見如何
　如何なる點に就て最も改正又は注意を加ふるの必要ありや

三、病食と健康食とは獻立表上全く其の實質及び分量を區別するの必要あるものゝ如しと之に對する意見如何尚ほ病食區別の方法如何

四、購求食物の制を全廢するの可否如何

五、病因處遇に關し病監收容の前後に於て其の情狀に因り當病看として假りに監房休養の措置を施すの必要あるものゝ如し如何なる標準に依るへきか

六、病監患者に對して調治簿を調製すへきは勿論なりと雖も當病者及就服役藥患者に對しても亦た之を調製し置き（俱發式にても可なり）病監に收容したる場合に於てはこれを病監調治簿に合綴するを可とするものゝ如し其の要否如何

七、妊娠對する處遇如何

八、癈痛者に對する處遇如何

九、虛弱者、結核性疾患ある者、回復期に在る者等に對しては如何なる作業を課すへきや

十、病監擔當の看守及看護夫の選擇に關し監獄醫は如何なる點に注意を加ふる所ありや適任者を得るに困難の事情なきや

十一、監獄醫は一般の衛生官吏に對し衛生法又は救急療法等を講

遵守することありや否や

十二、健康診斷施行の實況如何其の結果は如何に之を處理するや

十三、分房囚に對し監獄醫は如何なる點に特に注意を加ふる所あるや

十四、懲罰執行に際し又は其の執行後如何なる點まで注意を加へつゝあるや

十五、別紙調治簿の書式に就ての意見如何

十六、藥品の出納を明確ならしむるの方法如何

十七、監獄報告例中年報病名表及關係表調製の爲め別紙小票式を採用し其の調査方を劃一ならしめんと欲す可否如何

第一號

調治簿

第　監第　房第　工場	業	刑	第　號		
刑名刑期	罪	氏名		年齡	
言渡	事實				
拘置監入監 明治　年　月　日					
囚監入監 明治　年　月　日					
診察月日明治　年　月　日	病監入明治　年　月　日	歸籍明治　年　月　日			
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
入監後より初診迄の日數		診察より輕歸迄の日數			
既往症	父母の生存死亡遺傳性及配偶子女の關係				
	入監前の職業健康狀態				

現症	原因
年月日	處方	事由

備考

一、本簿は獄舍と爲し終結後は身分帳中に編綴し若くは身分帳中に書類の存在を記し別に保存するものとす

二、滋養品を給與したるときは其事由概内に品目數量等を記入するものとす

第二號

在監人病監休役患者小票

(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
病名	入監後疾病度數	入監後初めて發病の日	發病の日及疾患期間	
原病	癒浸病	明治　年　月　日	入監前	輕症明治　年　月　日より
圖				通計　日
				休役明治　年　月　日より
				病監明治　年　月　日より

男女　氏名　年月生滿年月

在監人病監(休役)患者小票記入手續

一、本票に稱する病監患者とは收容監房の何たるを問はず病監に收容すべき疾患と認むべき者又休役患者とは病監患者以外の疾患者にして就役に堪へざる者を云ふ但無定役囚にありては休役に相當する疾患を以て休役患者の項に記入すべし

一、本票は疾病に罹りたる者にして病監又は休役に至りたる者に限り轉歸の日に於て調製するものとす

一、票中男女及第七第八の二項には相當文字に朱の圈點を附すべし但第八項には個身分を記入するものとす

一、(一)二種以上の疾病に罹り一は原病にして他は續發病なるときは其原病名並に續發病共に記入すべし

一、(二)入監後疾病に罹りたる度數には前回の總發病並に本病より輕き發病を通算すべからず

一、(三)は入監時の身分の如何に關せず掲榮の初日を記入すべし他管より押送者は個其監署に受取たる年月日を其左方に朱書すべし此場合には受取たる日と初發病日との期間を通計の日數とす

一、(四)年月及び通計は入監後疾病度數第一回の者に限り記入し二回以上の者及入監時の疾病は記入すべからず

一、(五)入監時の疾病者にして休役又は病監治療を要したる者は本項第一に朱圈を付し個治療の日を相當の項に記入すべし

一、(七)本病より重き併發病に罹りたるときは本病は之を轉歸として小票を調製し併發病に就ては疾患の期間及發病初日は其發病の日より起算するものとす

一、八本項は入監時又は轉歸當時の身分の如何に拘らず休役患者となりたる者の轉歸には休役最終日の身分を病監患者の轉歸に就ては出病監當時の身分を記載するものとす

一、輕症患者にも本票式を用ゆるも妨なし但此場合には總發病並に第(五)項の休役病監の二項は記入に及ばず且第(八)項の身分は轉歸當日の身分を記入すべし

(以上の外個監獄報告例病名表の病名分類の要旨及病者統計小票の件あれども紙面の都合に依り次號に讓る)

○東京近縣典獄協議會

過般(五月廿六日)當協會に於て北海道集治監神奈川千葉埼玉茨城群馬栃木の各典獄上京の序を以て獄務協議會を開きたる旨前號に記載したる所なりしが今其の決議事項並に本省よりの通牒を得たれば左に揭げて參考に供す

決議事項

一、定役囚の接見及情告を訴ふる者の消費時間は實際の時間に應じ當然之を減ずること

(通牒)　定役囚の接見及情苦に要する實際の消費時間は之を其就役時間中より減せざるものとす

二、事務看守に休暇を與ふるは暑中休暇中に於て便宜之を許すこと

三、囚人減食處分の際給與する菜は減食に準じ減少すること

四、甲監より乙監へ押送したる囚人にして甲監在監中同一の工場又は同一の監房に在りし者其他好意上よりする同囚間信書の發受は當事者間に親屬關係ある者を除くの外は之を許可せざること

(通牒)　囚人間に於ける信書の發受は單に在監中同工場同監房に在りし者に限らず典獄に於て特に必要と認むる者の外總へて之を禁可する方可然

五、科程食糧工錢の單價及每月の總工錢平均一人額を近接各監獄相互に公報を以て通知すること

六、刑事被告人の監房內携有物品に枕歯磨扇子を許すこと

七、在監人の逃走及監內の珍事は協會雜誌に其狀況を登載すること

(通牒)　在監人の逃走及監內の珍事は其の秘密に涉らざる事項に限り協會雜誌に其狀況を登載することを得

八、作業上に就ては素品の供給其他授業上に付甲乙監獄互に便利を與ふること

九、徵罰囚人(暗室を除く)に書籍の看讀及父母妻子の接見發信等を必要の場合には之を許すこと

(通牒)　徵罰囚に對しては書籍の看讀は絕對に之を禁止すべきも接見及發信に就ては典獄に於て必要と認めたるときは單に父母妻子に限らず其他のものと雖も之を許可することを得

十、刑期六箇月未滿の囚人に限り身分帳行狀錄の記入を省略し看守より提出せる行狀報告簿を本帳に編綴し置くこと

(通牒)　刑期六箇月未滿囚の身分帳行狀錄として看守より提出せる行狀報告簿を本帳に編綴するには必ず看守長に於て之を承認しあることを證し明たるものたるを要す

十一、囚人除罪の爲め押送せらるゝ者にして往々身分帳を添付せらるゝものあり刑の執行上差支不都合に付囘今必ず身柄と共に送付すること

十二、看守給與品中護謨靴を給するを得ること

(通牒)　護謨靴給與の件は本省に於て詮議を要

なき見込なりと謂ふ

○違警罪即決例第十條の留置に就て

同例第十條留置の期間計算方及執行法等に就ては往々疑團を抱かるゝ向もありしが曩に其筋よりの請訓に對し訓令せられたる所に依れば即左の如し

(一)違警罪即決例中期間の計算方に關する特別の規定なきに依り同例第五條の期間を計算するには刑事訴訟法第十五條の例に準じ言渡又は言渡書送達の日を算入せず從て第十條の場合に於ても第五條と同一の期間內留置することを得然れとも第十條但書の場合に於て留置日數を計算するには其留置の日より起算すべし但警察署は無休暇の官署なるを以て刑事訴訟法第十五條中若し最終の日云々以下の規定は違警罪即決に關し之を準用すべき場合なきものとす

(二)前條の留置は警察署に留置するを正則とすれとも便宜監獄署に留置するときは警察署は監獄署に對し指揮を用ゐずして囑托を爲し隨て戒護及書類の送達は監獄署其の責に任すべきものとす

○茶話會

客月二十一日茗話例會を開く尾道監獄支署の敎誨

師椿勇龍氏の所感と題し監獄內に於て分娩せしむるの不仁なる所以を滔々述べられ次に山縣典獄の戒護週囚に關する切要なる講話あり留岡氏は刑法改正の意見は監獄家より出でざる可からずとの趣旨を數衍せられ小河副會頭よりは巡見中の有益なる講話ありて後

階級制施行の可否

の討論題に移り甲論乙駁容易に決せず後會の討究問題として午後五時散會せり本月來月は例に依つて休會のことなれば九月の第三土曜日を期しまた此問題に向つて各自の意見を闘はすこそ面白けれ夏期徐に靜養したる後新しき頭を以て此種の緊切なる好問題に向つて一大決戰を試むるまた斯道の爲め大なる研究の價値あるものと謂ふべからずや

○留岡氏設立の慈善的師範學校

留岡氏設立の家庭學校內に師範學校を設立せられたる趣は豫て聞及びし處なりしが今其の規則を得たれば左に之を掲ぐ

慈善的師範學校規則

一　本校を名けて慈善的師範學校と稱す

二　本校の目的は將來慈善事業に從事せんとするものを養成するにあり

三　本校は東京府北豊島郡巢鴨村二六一七番地家庭學校內に設置す

四　生徒を二種に別つ一を實費生とし二を補助生とす

五　補助生は當初三ヶ月間は假入學と看做して補助せず三ヶ月の后適當のものと認定するときは補助するものとす

六　年齢二十歳以上体力強健にして斯業に從事する決心ありて左の入學試驗に合格したるものは男女を問はず入學を許す

七　入學の上は二人の保證人(一名は東京市在住の者連署の入學證書を納むべし

八　束脩金貳圓

九　月謝金貳圓

十　入學試驗課目左の如し

數學	算術、代數、幾何	
地理	日本萬國地理大要	
歷史	日本萬國歷史大意	
漢文	十八史略の程度	
作文	記事論文	
生理	大意	

十一　學年を分ちて二ヶ年とす其學科は左の如し

	第一年 毎週時間	第二年 毎週時間
聖書	二	二
慈善事業	二	三
心理學	二	二
倫理學	二	二
歷史	二	
英語	五	五
犯罪學	三	
社會學	二	
教育學	二	

臨時講演は總理學議を備へたる斯道(又は經驗ある人を招聘す)二學年共每月數回

實務演習（東京及其附近に在る慈善事業の實地研究）二學年共　每月壹回
外に女子には音樂、料理法、裁縫を授く

○諸星來徃

○久保田監獄局長は過般岡山外八縣及三池集治監へ出張せられしが去月二十六日歸京
○山上事務官は印南屬を從へ八王子及埼玉縣へ去月二十三日出張同三十日歸京
○千石福岡縣典獄は六月二十日頃上京同二十八日歸任
○黑澤長崎縣典獄は六月二十日上京二十八日出發歸任せり
○山縣山口縣典獄は六月二十一日上京同二十八日歸任

○事故錄　自六月十一日　至七月十一日

六月二十一日　茶話會を開く
六月二十七日　三重縣海藏監獄支署を四日市監獄支署と改稱す
七月二日　福岡縣監獄に悪疫虎列侵襲す　四人患者九名內四名斃死同十日に至る迄　患者三十二名內死亡者十八名
七月五日　盡し近代の珍事
上京中の監獄醫四十五名を本省に集め諮問會を開く
同七日　諮問會前日に引續き開會、同日閉會す

叙任辭令

六月三十日
叙勳五等授瑞寶章　集治監典獄從六位勳六等　畑　一郎
叙勳八等授瑞寶章　宮城縣集治監書記兼看守長　大野四郎五郎
同　北海道監獄書記兼看守長正八位　秋山平八郎
同　兵庫縣監獄書記看守長　鈴木豪雄
七月二日
叙高等官六等　監獄典獄從七位勳六等　古野嵩央
同　岐阜縣典獄從七位　中村襄
同　福島縣典獄從七位　三浦貢

寄書

臺灣總督府判官に望む

在臺北　東

本島に於ては無期刑を全廢し之に當るものは一等を減して有期と爲し已を得ざれば一等を繰上げ死刑に處すへし斷して無期の囚徒を作る可からず督府判官は東洋文明國の判官として十九世紀末の敎育を受けたる抱負と自信力に依り此最も本島に必要なる最も時勢に適せる注文を以て一の豪傑論と爲し國家の常法と爲すへからずと否定する乎或は蛙鳴蠅飛の聲として一顧の値なしとする乎乞ふ其理由を述へしめよ無期刑は國家にも個人にも百害

有つて一利無し常人か重刑の極なりと思惟せる死刑よりも無期刑は尙一層慘酷なる眞事實の存在を認識す殊に本島に於ては一層の大弊害之に附從し無期刑は廢さゞるへからさる充分なる理由あり抑も無期刑は罪人をして現世の生涯に對しては失望の暗夜に徨彷せしめ畢生囚獄を出つる能はざる感念より自暴自棄に陷らしめ精神の改良又は感化と云ふ希望の光は殆んと皆無なり刑名は無期刑なれとも其實は慘酷なる死刑なり無期刑は長く苦痛を感せしめ而て後に生命を絶つ苛虐なる死刑にして一瞬間に絞架若くは斷頭臺にて生命を絶つ死刑より一層の重刑なり無期刑に處せられたる犯人は希望と云ふ感念は毫も無く再ひ社會に出て人世の幸福を享受する能はす罪の上にも罪を重ねしむるか如き有樣に陷らしむるなり見よ床上に輾々苦悶せる不治と自覺せる病者を瞬時も早く生命を絶たんことを希望するは何そや健康快復の希望なく徒らに苦悶するを好まさる所以にあらすや無期刑に處せられ修身獄內に苦痛を受け前途希望なき囚徒は恰も此の病者の如し之れ余か無期刑廢すへしとの理由の一なり而して無期刑を死刑に繰上る如きは萬止を得さる場合のみ余か無期刑を廢すへしとの眞意之れを廢し替ゆるに最長期十五年の刑を科すへしと云ふにあり前述の如き無希望有害なる無期と云ふ惡刑を廢したれはとて社會に及す結果は毫も異ならすと確信す此點に於ては最も視察力に富める政治家も法律家も之を見落せりと余斷言して憚らさるなり我刑法最長期十五年と云ふ刑は式二三外國の最長期刑よりも五年短かしと雖此短かきは外國の比較の語にして我一般社會の感情に訴へ視察せよ十五年と云ふ長期刑に處せられたれは殆んと死刑に處せられたりとの感を懷くもの十中七八有らん無事生命を保有して出獄し得るは寔に僥倖なりとは萬人の想像する處なるべし我一般社會の感情斯の如しとせは十五年の長期刑は死刑に次くの重刑なりと目せらるゝは至極當然にして無期刑を廢止せし爲め何そ社會に及す結果に差異あらんや且つ無期刑を廢す可からすとの理由何處にある讀者よ生きたる儘骨を鋸せられ生肉切抉の手術を受け目を瞋らし腕を捫し齒を嚙み忍耐する患者は何ぞ爲めや健康を快復し人世の幸福を享受し得らるゝ希望あれはなり無期刑の囚徒か十五年の長期刑と雖微弱なからも再ひ社會に出て得ると云ふ希望の爲め忍耐すると云と點に於ては之と同一なり諸君よ以上述ふる處により無期刑の有害無利なるを知得せられしならん更に進んて之を廢すへき最も必要なる理由を述へんに何か故に良民は既に犯罪の爲め害を受け且つ更に改良感化の希望なき惡漢言換すれは再ひ社會に出て人世の働きを終生爲すの希望なき社會の飼殺と爲さゝるへからさるものを作り之を養ふの費用即ち租稅を際限なく支拂はさる可からさる乎彼等の爲めに支拂の租稅は何ぞの効果を見る能はさる事に消費せられ彼等の爲に投入せらるゝ富は經濟上の語を借て云へ

は資本たるの分子をも含まず恰も財物を河海に投棄すると一樣なり之れに反し有期刑の犯人に授らるゝ富は如何少くも犯人を感化改良再ひ社會の用を爲さしむる希望の爲めに費消すると云ふ點に於て資本たるを失はさるなり然り而して本島は內地と人情風俗を異にし無期刑に該るか如き犯罪は極めて多し之に要する費用も從て多額なり此多額の費用を河海に投棄すると同樣に費消すると資本たり得る事柄に費消するとの利害は最も明瞭なるへし讀者よ本島は內地と異なり此點に於てゝ無期刑を廢するの必要を認めらるゝならん然り而して更に注意を要する問題あり本島に於ては無期刑の如き終生出獄の見込なき自暴自棄に陷れる危險なる多數の囚徒を拘禁する監獄は皆彼等の味方にして囚徒の反獄暴動逃走を防くの點に於て幾倍の困難を感する其困難なる丈け多額の費用を消費せさるへからす嗚呼本島人民は此不生的費途に充つる多額の費用を際限なく負擔せさる可からざる理由何處にある乎聞く本島各監獄に於て已往六年間に反獄暴動の數は三十回以上にして之か爲めに囚徒を慘殺ずると百名以上看守の死傷三十名を過ぐと而して此暴動者は多く無期刑の囚徒にして少くも無期刑囚の差加はりて其原動力となさるはなし噫本島監獄の歷史は何ぞ斯く不祥慘酷なる乎其原因を探究すれは疑も無く此無期刑の多きと本島の囚情及外國の狀態か內地と異なる點に指を屈せさる可からす本島に於ける無期刑は以上の如き大弊害を證明せるに不拘政治家も裁判官も無頓着に看過するは何そや最も國家の爲めに悲むへきの執法者の無責任にあり判官の眼界狹小なるにあり動もすれは日に筆に司法官の獨立を唱へ獨立なる意義を應用すへからさる處に應用し國家社會と相關せさるものゝ如く只法文を見るを知り法律と行爲に若くは罪刑の平均又は收衡等に着眼するの外國家の利不利時勢の必要殊に宣告の目的等に至ては一切無頓着にして此點に於ては殆んと作り付けの人形の如し斯く云ふ小生は決て本島判官を聰明にあらす分明國の判官たるの資格無しと云ふにあらす只法官諸君の偏に希望する處のものは本島には特殊の事情と一種未驗の困難と弊害あり到底完全に無期刑を執行し其目的を達するの能はさるを以て舊慣の覊力に驅られ慣習的に刑の適用を爲す事なく宣告の目的を達し得るや否やを考量せられんとを希望するなり或人宣告に付て注意すへき論を爲したり曰く多くの獵師獵犬と騎馬とは一匹の猛獸を得んとて多くの時間と勞力を費し既に一旦之を捕ふれは見向きも爲さす一犬の看護に一任し其后の事は毫も顧念せす看護に要する設備あるや否や其費用は如何周圍に及す結果は如何其他一切無頓着なるか如く司法官は犯罪者を捕へ來て宣告を爲す迄は多くの時間と手數を經て一旦宣告を下すに當ては其后の事は毛頭顧念せすと不幸にして本島司法界の經驗は之れと同一事實を現在に證明せるには非らさる乎伏て希くは公誠忠愛夙に心を國家には傾けらるゝ本島判官閣下よ猛省一番無期刑を宣告するに當ては特に熟察審議せられんことを希望に堪へさるなり

司法大臣清浦奎吾君著

明治法制史

再版

●用紙菊判上等質
●製本背皮金字入美本
●製本正價金貳圓
●郵稅金拾八錢
●並製正價金壹圓五拾錢
●郵稅金拾六錢
●警察會々員諸君に限り一割引

維新以來我か法制は長足の進歩を爲したり然りと雖も一躍以て今日の盛境に達したるものに非す其進歩や固より歐米の制度に資したる所尠なきに非すと雖も既往三十年間の沿革を顧み更らに遡りて建國以來の歷史に鑑みるときは如何に我か固有の文化か能く泰西諸國の制度を資用し消化するの力に富みたるを知るへし本書は主として維新以來諸般の法制に就き各分類を分ち精密に其起原沿革を歷敍し緒論に建國以來の法制の梗概を擧示し脈絡貫通以て燦然たる典章の由て來る所を明にしたれは一讀の下能く現行法制の成立する以所を詳かにするのみならず之に由て仔細に研究せば又將來如何に我か法制の發達すへきかを推知するを得へし且つ本書は各法律の沿革發達を精論したるものなるにより目ら法令布達の索引となる便益あるか故に立法者は勿論司法行政の局に在る士を始め苟も法政の學に志ある諸彦は坐右の友として益あるへく又近來法制歷史の一斑を普通教育の科目に新設すへしとの議あるに際し教育家も亦一讀の價値あるへし、殊に著者は本書出版より生する利益を擧て慈善事業の資に投せられ、東京出獄人保護事業其他不良少年感化事業貧兒救養事業等の費に寄附せらるゝものなり、幣舖幸に刊行の榮を得たれは亦勤めて發賣の途を弘充し著者の清勞に報ひ芳志を空しからさらしめんことを欲し弘く大方の諸彦に謹告す、諸彦亦著者の芳志を賛成せられ諸官諸役場諸學校の圖書に備へらるゝは勿論諸彦の坐右に一本を供へられんことを希ふ

發行所　東京神田區裏神保町七番地（電話本局一四三六）　書肆明法堂

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 7. July, 1902.
VOL. XV.

CONTENTS.

Frontispiece:—
The late Mr. Shigeya Ohara, the member of Lord house.....
Prison Architecture.....

Leading Articles:—
Prison Sanitary.....Dr. Crusen.
Of Judicial Police .....Hōgakushi, Sigeru Matsui.
Prison Architecture of Euro e and America.....
.....Artisan Keijiro Yamashita.
Separate System and Sanitary.....Mr. M. Koakimoto.

Miscellaneous:—
Of Cholera.....By Asakawa Igakuhakushi.
Of Nankin insect.....By Sasaki Rigakuhakushi.
Method of Prisoner Treatment.....Tansho Ishii.
Views at Prison.....Betsutense.

Statistics:—
The number-table of prisoners at 31th day, May, 1902.....
& „ „ „ „
The number-table of Prison Punishment.....

Current Events.

Contributions.

Association Notes:

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.
No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十五年七月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

（電話本局二千二百十六番）